
◎開議の宣告

○議長(福島尚人君) ただいまの出席議員数は16名です。定足数に達していますので、これから本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりです。

(午前 9時30分)

◎会議録署名議員の指名

○議長(福島尚人君) 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

本日の会議録署名議員は、会議規則第127条の規定により、8番、本間君、9番、大川君を指名いたします。

◎一般質問

○議長(福島尚人君) 日程第2、一般質問を行います。

質問通告順序により発言を許します。

登壇の上、一括質問願います。

3番、建部君。

[3番 建部和代君登壇]

○3番(建部和代君) おはようございます。壇上より一般質問をさせていただきます。

「子ども・子育て支援事業について」、1、「こども誰でも通園制度について」。こども誰でも通園制度は、こども未来戦略方針において零歳から2歳児の約6割を占める未就園児を含め、子育て家庭の多くが孤立した育児の中で不安や悩みを抱えており、支援の強化を求める意見がありました。こうした中、全ての子どもの育ちを応援し、子どもの良質な育成環境を整備するとともに、子育て家族に対して多様な働き方やライフスタイルにかかわらず支援強化を求めるため、現行の幼児教育保育給付に加え、月一定時間までの利用枠の中で就労要件を問わず、柔軟に利用できる新たな通園給付、こども誰でも通園制度が創設されました。このこども誰でも通園制度がスタートすることにより全ての子どもの権利を守ることができ、その意味でも大変重要な意義があると思います。また、保育所、認定こども園、幼稚園等に通っていない子どもも保育所等で過ごす機会を保障し、支援していくことは、従来の保育における大きな転換点ではないかと思います。そこで、何点かの質問をいたします。

こども誰でも通園制度については、令和6年度から試行事業として全国118自治体でスタートされていますが、当町では令和7年度に試行事業としてのスタートはされないのか。令和8年度からは全国で本格的な実施を目指している制度ですが、当町でも令和8年度に実施見込みとして、以下についてお聞きします。

まず、1つ目、当町は毎年何名程度の子どもが出生されているのかお聞きします。また、何名の子どもの利用を考えているのかお聞きします。

2つ目、こども誰でも通園制度を実施する予定施設は何か所となるのか。また、こども誰でも通園制度は、今後具体的なことが決められることとなると思いますが、利用可能な時間、単価、利用料金、利用方法、実施方法等の想定についての考えをお聞きいたします。

4つ目、実施に当たってはこども家庭センターと利用者と事業者の情報共有や連携が不可欠であると思いますが、預かりを利用していない子どもの把握や利用促進に係る取組、情報共有の方法などの現在想定している取組内容をお聞きします。

5つ目、障がい者の家庭への対応はどのようになるのかお聞きします。

6つ目、要支援の家庭への対応はどのように考えているのかお聞きします。

大きな2つ目、「子ども・子育て支援の保育士等の確保について」。1つ目、こども誰でも通園制度の実施に当たり大変に心配されるのは、保育士の人数ではないかと思えます。各実施施設では、保育士不足の心配はないのかお聞きします。

以上で壇上からの質問を終わります。御答弁よろしくお願ひいたします。

○議長(福嶋尚人君) 及川健康推進課長。

[健康推進課長 及川啓明君登壇]

○健康推進課長(及川啓明君) おはようございます。建部議員御質問の「子ども・子育て支援事業について」の1点目、「こども誰でも通園制度について」御答弁申し上げます。

こども誰でも通園制度は、こども未来戦略に基づく新たな取組であり、全ての子どもが健やかに成長できる環境を整備するとともに、多様な働き方やライフスタイルにかかわらず、全ての子どもの子育て家庭への支援を強化することを目的としております。本制度は、現行の幼児教育保育給付に加え、月一定時間まで利用枠を設け、就労要件を問わず、時間単位等で柔軟に利用を可能とする新たな通園給付制度でございます。令和7年度に子ども・子育て支援法に基づく地域子ども・子育て支援事業として制度化され、令和8年度からは全国の自治体において本格実施される予定となっております。本制度は、子どもの健全な成長及び子育て家庭の支援に資する有意義な施策であると認識しておりますが、本町におきましては町内の保育施設の運営に関し人材不足が深刻な課題となっております。そのため、令和7年度は保育施設等と協議、検討の期間と位置づけ、現行の一時預かり事業や町の子育てリフレッシュ事業等と一部機能重複する部分も見受けられることから、令和7年度においてこれらの内容を整理し、全国的な本格実施に合わせ、令和8年度からの開始を目指してまいりたいと考えております。

そこで、御質問の1つ目、本町における出生数についてでございますが、過去10年間の推移を見ますと、平成26年度に188名であった出生数はその後減少傾向にあり、令和3年度は115名、令和4年度は118名、令和5年度には86名となり、初めて100名を下回りました。今後におきましても令和5年度と同等程度の水準で推移するものと見込んでおります。

次に、本制度の利用見込み人数についてでございますが、こども誰でも通園制度の対象となるのは、保育所を利用していない生後6か月から満3歳未満の児童でございます。令和6年4月1日時点における町内の3歳未満は301名であり、そのうち138名、約46%の方が保育所を利用している状況でございます。したがって、本制度の対象となる保育所等を利用していない児童は約160名と推計されます。仮にこの対象児童が本制度の利用条件である月10時間全てを利用した場合、町内の保育施設全体において1日当たり6名から8名程度の受入れ枠を確保する必要があるものと見込んでおります。

次に、2つ目の実施する予定施設は何か所となるのかについてでございますが、令和7年度に各施設と協議を行いますが、全ての認可施設で実施可能となった場合は、実施可能施設は8か所となります。

次に、3つ目の利用可能時間等の想定についてでございますが、本事業の本格実施は令和8年度からされておりますことから、令和7年度の試行事業の内容を踏襲する形での実施を想定しての御回答となりますが、利用可能時間は1人当たり月10時間までとされております。また、利用料金につきましては1時間当たり300円とされており、利用方法及び実施方法につきましては事前に利用登録を行った上で利用施設において面談を実施し、適切な対応を確認した後に利用する仕組みとなる見込みでございます。今後国の制度設計の詳細について注視しながら、本町における具体的な運用について検討を進めてまいります。

次に、御質問の4つ目、実施に当たってはこども家庭センターと利用者と事業者の情報共有や連携が不可欠であると思っておりますが、預かりを利用していない子どもの把握や利用促進に係る取組、情報共有の方法など、現在想定している取組内容について御答弁いたします。まず、預かりを利用していない子どもの把握についてでございますが、本町におきましてはこども家庭センターこども未来係が保育所、幼稚園等の利用状況を把握しており、このことにより当該通園制度の対象となる未利用世帯の把握も可能となっております。

次に、利用促進に関する取組についてでございますが、こども家庭センター母子保健部門において保健師が当該制度の対象となる生後6か月から3歳未満のお子様に対し伴走型相談支援を実施しており、母子保健事業の多くの対象者を網羅しております。具体的には妊娠、出産期における妊婦届出や妊娠中期の妊娠面談、赤ちゃん訪問等の機会を通じて制度の周知を図るとともに、乳幼児期には4か月健診、10か月健診、1歳6か月健診等において、お子様の成長や発達の状況や療育環境を踏まえ、積極的な利用促進を行うことが可能であると考えております。また、こども家庭センターでは、子育て世帯と密接に関わる保育所、幼稚園、子育て支援センター等の関係機関との間で情報共有及び連携が可能であることから、各機関との協力を通じ、様々なアプローチによる利用促進を展開できるものと考えております。さらに、国におきましては、こども誰でも通園制度の円滑な運用を図るため、令和7年度からの導入を目指し、こども誰でも通園制度総合支援システムの構築を進めているところでございます。このシステムは、こども家庭庁が基盤を整備し、利用者、事業者、市区町村が活用できる仕組みとすることで、情報共有の円滑化、制度の適正な運用、コストの削減及び業務効率化を目的としております。本システムの主な機能といたしましては、利用者が簡単に予約できる予約管理機能、事業者が子どもの情報を適切に把握し、市町村が利用状況を確認できるデータ管理機能、事業者から市町村への請求手続を円滑に行うための請求書発行機能などが備えられる予定でございます。本町といたしましても、これらの仕組みを適切に活用しながら、こども誰でも通園制度の円滑な運用とより多くの方に御利用いただける環境の整備を進めてまいりたいと考えております。

次に、5つ目の障がい者の家庭への対応と6つ目の要支援の家庭への対応については関連がありますので、併せて御答弁いたします。こども誰でも通園制度は、保育所や幼稚園等を利用していないお子様を対象に一時的な預かりや発達支援の機会を提供することを目的とした制度であり、障がいの有無や家庭の支援状況にかかわらず、全ての子育て家庭が利用可能となるものでございます。本制度の導入に当たり令和7年度は補助事業として開始され、令和8年度より本格的な給付事業へと移行する予定でございますが、補助事業の段階におきましては障がいのあるお子様の受入れを行う施設に対する障がい児加算や要支援家庭の利用を促進するための要支援家庭加算など、受入れに応じた財政的な支援がガイドラインにより示されております。これにより保育

施設等における受入れ環境の整備が促進され、より多くの子どもたちが安心して利用できる体制が構築されることが期待されております。特に障がいのあるお子様への対応につきましては、保育施設における人的支援の充実や専門職による発達支援の提供が求められていることから、町といたしましても関係機関と連携しながら受入れ態勢の強化について関係事業者等と協議を進めてまいります。また、要支援家庭につきましては、保護者が安心して子育てができる環境を整備する観点からこども家庭センターを中心に支援を行い、適切な支援につなげていくことが重要であると認識しております。こども誰でも通園制度においては、全ての子育て家庭に対してライフスタイルや多様な働き方に対応した支援を強化することが可能になることから、子育て家庭を応援する非常に意義深い施策であると考えています。この制度の円滑な運用を行うためには、保育施設のみならず福祉、教育、医療などの関係機関との連携が不可欠でございます。本町といたしましても制度の趣旨を踏まえながら保育施設及び関係機関と緊密に連携し、全ての子どもが適切な支援を受けられる環境の整備を進めてまいりたいと考えております。

次に、御質問の2点目、「子ども・子育て支援の保育士等の確保について」の1つ目、各施設では保育士不足の心配はないのかについてでございますが、本町におきましても保育所、幼稚園、認定こども園をはじめとする各施設において保育士の人員不足の状況について伺っております。現状につきましては、人員が不足する中で各施設が工夫しながら入所、入園されているお子様の保育に当たっているという状況にございまして、人材確保の取組につきましても各事業所において様々な手法を用いて人員の確保に努められておりますので、町としましても令和7年度に新たに新ひだか町医療福祉職員人材確保補助金を創設するため予算案を上程しており、保育士や幼稚園教諭も含む子ども・子育て支援に従事する職員も当該補助金の対象としておりますので、この補助金を活用し、町と施設事業者が一体となって、保育士不足の解消及び人材確保に向けた取組を強化してまいりたいと考えております。

○議長(福嶋尚人君) 3番、建部君。

○3番(建部和代君) では、再質問をさせていただきます。

まず最初に、令和7年度は試行せずに協議、検討する期間とするということですが、全国的には令和7年度には試行事業を実施する自治体が多くいると聞いております。本町が試行しないことで令和8年度の本格的実施に支障はないでしょうか。また、支障はない理由についても少し具体的に教えていただきたいと思っております。

○議長(福嶋尚人君) 建部君、質問は①からでないですか。

○3番(建部和代君) 最初に質問一回入っているものですから、すみません。

○議長(福嶋尚人君) ちょっと分かりにくい質問ですけれども、どうぞ。いいですよ。

○3番(建部和代君) いいですか。

○議長(福嶋尚人君) はい。

○3番(建部和代君) では、御答弁よろしく申し上げます。

○議長(福嶋尚人君) 及川健康推進課長。

○健康推進課長(及川啓明君) 国においては令和6年度から試行事業ということで、令和7年度も試行事業を実施し、本格稼働は令和8年度からということになっています。当町は、壇上でもお話しさせていただいたとおり、令和8年度の本格実施に向けて準備を進めていきたいと考えております。壇上でもお話しさせていただいたのですけれども、このこども誰でも通園制度、すご

く非常に意義深い制度だとももちろん本町においても認識していますけれども、やはり制度の立てつけがどうしても都市部というか、都市部ですぐ実施できますよねという、そういう前提の立てつけなのです。都市部であれば施設もいっぱいあるし、保育士さんもいっぱいいて、受皿がある中で、そういう6か月から2歳までのお子様ですぐ通えるという体制を整えられる部分があると思うのですけれども、やはり当町においては保育士不足ということで、各保育施設で非常に工夫しながら今やっただいて、そのおかげで令和7年度も待機児童を出さずに御希望の保育所、幼稚園に通っていただけるという状況が整えられております。そういった部分もございまして、まずはそういう人材的な、人員的な確保も含め各保育施設でこの誰通、誰でも通園制度を実施することが可能なかどうかというところをしっかりと事業者の方々と協議させていただきたいというのが1点ございます。

もう一つは、今は補助制度でやっていますけれども、本格実施になりますと乳幼児支援給付という時間単位の給付、つまり公定価格での給付事業となります。そうなりますと、また請求の仕方ですとか支払いの仕方というのも大きく変わってきます。そういう煩雑さもございまして、当町としては令和8年度の本格実施に合わせて実施をしていきたいというところがございまして。

またあと、影響についてなのですけれども、当町、その辺の影響も鑑みまして、令和7年度から一時預かりの要件を一部緩和したいと思っています。一時預かりについては、現在例えば病気ですとか冠婚葬祭ですとか、そういった突発的な困り事があった場合一時的に預かれるよという立てつけになっていますけれども、それを令和7年度からはお買物ですとか、そういったリフレッシュの部分も利用目的として入れていただくことができるようにそこは緩和したいということ、もう一つは今一時預かりは1日単位でしか預けることができないのですが、ちょっと何時間か預けたいよと、午前中だけ預けたいという声がやっぱり多うございましたので、午前と午後に分けて一時預かりを利用できると。かつ、料金体系も今3歳未満ですと1日2,000円なのですけれども、午前だけであれば1,000円、午後であれば1,000円みたいな、そういう料金設定も変えたいと思っています。また、町の単独事業として今年度から子育てリフレッシュ事業ということで、これは目的を限定せずに利用できる子育ての預かり事業をやっているのですが、これも1日単位で、満2歳までの間に3回御利用できますということで御案内しているのですが、そこも4時間単位で、時間単位、4時間券を出ささせていただいて、年3回だったものを4時間ずつであれば6回利用できるというような、そういう形にしたいと思っています。このことによって試行事業はやりませんが、こども誰でも通園制度に代替する機能は一部補完されるのではないかと考えてございます。

○議長(福嶋尚人君) 3番、建部君。

○3番(建部和代君) 今少し説明を受けました。一時預かり事業やリフレッシュの一部機能の話を、今年度から少し柔軟に考えていくというお話ですけれども、もう少し具体的に、金銭的な分も含めて整理する予定だということでお聞きしていますので、またちょっとそこら辺具体的に料金を含めてもうちょっと、すみません、詳しく説明していただけるでしょうか。

○議長(福嶋尚人君) 及川健康推進課長。

○健康推進課長(及川啓明君) それでは、機能重複一部するということも壇上でお話しさせていただきましたので、それぞれのこども誰でも通園制度と一時預かりとリフレッシュ事業、どんな事業かというのが分からないと駄目なのかなと思いますので、少し長くなってしまっているのですけ

れども、それぞれちょっと御説明させていただきたいと思います。

まず、こども誰でも通園制度ですけれども、利用目的は先ほど壇上で話しさせていただいたとおり、子どもたちの健やかな成長を支援し、家庭外での多様な経験を提供するということが主な目的となりまして、対象者は生後6か月から3歳未満の未就学児、保育所等に通っていない子どもさんが対象になります。利用時間と利用料金は1か月10時間までの利用が可能となりまして、利用料金は1時間当たり300円程度というのがこれこども誰でも通園制度の概要になります。

そして、一時預かり事業ですけれども、一時預かりは保護者の急な用事など一時的な保育ニーズに対応することになっておりまして、その部分は令和7年度からは緩和させていただいて、目的問わずお預けいただくことが可能としています。また、利用対象者ですが、預かりができる施設によって対象年齢若干違うのですけれども、生後2か月から就学前までの未就学児、未就園児、これも保育所等に通っていない方が利用する制度になります。また、利用時間と利用料金ですけれども、ここは各施設の受入れ枠、空き状況に応じて利用がまず可能となっています。料金ですが、3歳未満は1日2,000円、3歳以上の方は1日1,600円となっています。それを令和7年度については午前だけ預けるのであれば1,000円、午後であれば1,000円、もし給食を提供するのであれば450円というように分割して実施しようと考えています。

次に、子育てリフレッシュ事業ですけれども、こちらは利用目的を限定せず、保護者のリフレッシュに対応するというのを目的にしていまして、満2歳未満の誕生日の前日までの子どもが今まではその間に3回無料で利用できるという仕組みです。それを令和7年度からは4時間券といたしまして、2歳未満までに6回無料で利用できるという仕組みになってございます。ですので、こども誰でも通園制度につきましては対象が未就園の方ということになりますので、目的としてはいわゆるどこともあまりつながりの薄いお母さん、お父さんと子どもさんと、家で保育をしているという方、そういう方々、もしくは子どもさんが保育所や幼稚園で外に出て、いろんな人とつながっていきましようというのが大きな目的です。一時預かりですとかリフレッシュについては、一時的にちょっと養育が困難になった場合預けられるという部分で、目的は分かれていますのですが、先ほどお話しさせていただいたように、年齢ですとか利用料金等もばらばらですし、機能も重複している部分がございますので、そこを令和7年度にしっかり整理をさせていただいて、事業者と協議をさせていただきたいと考えてございます。

○議長(福嶋尚人君) 3番、建部君。

○3番(建部和代君) 細かく説明していただきまして、ありがとうございます。それで、一時預かり事業、子育てリフレッシュ事業というのは本当に重複する部分もあるのですけれども、こども誰でも通園制度と。それで、令和7年度から一時預かりとかリフレッシュ事業の条件が緩和されるということで先ほどもお話ありましたけれども、この辺についての町民に通知のほうはどのように考えているのか。周知、すみません、そこも1点教えてください。

○議長(福嶋尚人君) 中村こども家庭センター長補佐。

○こども家庭センター長補佐(中村 香君) 今の御質問にありました一時預かり事業、子育てリフレッシュ事業の変更及び緩和については、子育て世帯を持つ皆様に丁寧な周知を行いたいと思っております。まず、具体的には子育てリフレッシュ事業につきまして、先ほど御説明申し上げましたとおり、従来の1日単位で3回無料というものから時間単位、4時間単位で最大6回と利

用の形態が変わることに伴いまして、利用票を対象者の皆様方にお送りしたいと思っております。それに併せまして事業の説明をしましたリーフレットも同封し、それに併せて一時預かり事業についても変更、緩和についてお知らせしたいと思っております。また、保健師が行っております伴走型相談支援、妊娠届出から始まりまして、赤ちゃん訪問、各種健康診査等での実施の場面ですとか、あと保育所、幼稚園との日頃から行われている連携の中でもこれらの事業について変更、緩和についてお知らせしたいと思います。また、ホームページや町の公式ラインなどSNSでも情報配信を行いまして、抜け漏れなく子育て世帯の皆様にご丁寧な情報をお届けしたいと思っております。

○議長(福嶋尚人君) 3番、建部君。

○3番(建部和代君) では、次に行きます。

許可施設の関係なのですけれども、まだ今は復帰していませんけれども、実施可能となった場合の実施可能施設というのは8か所だということなのですけれども、これ具体的に静内地区は何か所というか、三石地区は何か所なのですよということがもし分かれば、ちょっと教えていただきたいのですけれども。

○議長(福嶋尚人君) 海馬澤こども家庭センター長補佐。

○こども家庭センター長補佐(海馬澤晴香君) まず、静内地区につきましては5か所、三石地区については3か所と考えてございます。静内地区につきましては、静内ベビーホームさん、マーガレット保育園さん、認定こども園マーガレット幼稚園さん、静内幼稚園さん、静内保育所、この5か所になります。三石地区につきましては、延出保育所さん、本桐保育所さん、歌笛保育園さん、この3か所で合計8か所ということでございます。

○議長(福嶋尚人君) 3番、建部君。

○3番(建部和代君) それで、今回の実施可能の施設の条件というのは、こども誰でも通園を行うという部分での制度の施設なのですけれども、条件というのは特にあるのでしょうか。

○議長(福嶋尚人君) 海馬澤こども家庭センター長補佐。

○こども家庭センター長補佐(海馬澤晴香君) 補助事業ベースでのものになるのですけれども、ちょうど昨日事業の要綱案が届いております。条件として一番課題となるのは、事業者が人員確保できるかという部分になるかと思っておりますけれども、認可施設につきましては職員の配置ですとか設備の基準等の要件については一定の条件をクリアできていると考えております。

○議長(福嶋尚人君) 3番、建部君。

○3番(建部和代君) では、次に行きます。

先ほど料金、1時間当たり300円とのことですが、例えば低所得世帯に対して減免措置というのは考えているのかどうかも確認したいのですけれども。

○議長(福嶋尚人君) 海馬澤こども家庭センター長補佐。

○こども家庭センター長補佐(海馬澤晴香君) 利用料の減免の関係につきましても一昨日届きました事業の実施要綱案のほうで示されているのですけれども、補助事業ベースになりますと対象とされているのは生活保護の世帯、あとは住民税非課税の世帯、それから収入でいきますと年収360万円未満相当の世帯、それとあとは要支援児童、要保護児童のいる世帯ということで減免の関係が出ているのですけれども、具体的には生活保護の世帯につきましては全額の減免ということなのですけれども、そのほかの世帯につきましては一部の減免という形で示されております。令

和8年度からにつきましては、給付事業となりますけれども、国の制度設計がこれからということになりますので、詳細確認しながら負担軽減策について検討を進めてまいりたいと考えてございます。

○議長(福島尚人君) 3番、建部君。

○3番(建部和代君) それとあと、一時預かり事業だとかリフレッシュ事業今までされてきているのですけれども、土曜日の利用というのはなかなかなくて、どうにかならないのでしょうかというお話もよく聞くのですけれども、その辺の検討というのは町としては考えているのか、ちょっとお考えをお聞きしたいのですけれども。

○議長(福島尚人君) 及川健康推進課長。

○健康推進課長(及川啓明君) 土曜日のこども誰でも通園制度の利用に関してですけれども、これもやはり何をにおいても人員体制が保育施設のほうで整えられるのかというところです。土曜日ですとか、休日等の預かりについては本町においては課題だと思っておりますが、保育施設、事業者の方も同様の認識は持っていていただいているのですが、やはりどうしても休日、土日の人員体制というのは厚くしにくいという部分もございまして、なかなかハードルは高いのかなとは思いますが、令和7年度の各事業所とのヒアリングの中で、その辺りもしっかり協議させていただきたいと考えてございます。

○議長(福島尚人君) 3番、建部君。

○3番(建部和代君) 次です。

先ほど国においてこども誰でも通園制度の円滑な運用を図るため、令和7年度からの導入を目指しているということで、こども誰でも通園制度総合支援システムというすばらしいシステムが構築されるということなのですけれども、この支援システム、当町としても実施予定は令和8年度に実施する、令和8年度に導入されるかどうかちょっと確認をしたいのですけれども。

○議長(福島尚人君) 及川健康推進課長。

○健康推進課長(及川啓明君) そのようなシステムが現在構築中だということは我々も情報があるのですが、具体的な詳細がまだちょっと示されておりません。ただ、国の想定としては、例えば御利用者様の利用登録、申込みであったり、事業者からの給付事業の請求であったりというのをそのシステムの中でやろうということで、一番大きいのは各保育所さんともこども家庭センターでいろいろやり取りをしていますけれども、全て今紙ベースなのです。やはりリアルタイムで情報が共有できないという部分では当町としても課題を抱えておりますので、導入の経費ですとか補助事業のメニューであったり、機能であったりというところは当然精査させていただくこととなりますけれども、こういったものを当町としても当然活用しながら進めていくことができたかなとは考えてございます。

○議長(福島尚人君) 3番、建部君。

○3番(建部和代君) では、次行きます。

障がい者のあるお子様への対応ということで先ほど答弁いただいています。町と関係機関と連携しながら受入れ態勢の強化について関係業者と協議を進めてまいりたいというお話なのですけれども、もう少し具体的なものがあればちょっと教えていただきたいと思いますけれども。

○議長(福島尚人君) 及川健康推進課長。

○健康推進課長(及川啓明君) 障がい者の方ですとか、また要支援の子どもさんという部分でい

きますと、これも何をおいてもやはり人員体制の確保ということになります。例えば零歳のお子さんを預かるのであれば、お子さん1人に対して3名配置しなければならない。1歳、2歳であれば6名に対して1人の保育士を置かなければならない、それ以上であれば20人に1人でいいですと、そういった配置基準がございます。障がい者の子どもさん、また要支援家庭についても恐らく1対1で対応しなければならないというような、そういったケースも当然考えられると思っています。そのような状況でそのお子さんをしっかり支援できるような体制を、例えば1か所だけではなくて、いろんな、先ほど言ったように8か所の保育施設が想定されますので、皆さんちょっとそこは協力していただいて、その受入れ枠、障がい者の方や支援が必要なお子さんについてはしっかりお預かりができるような体制を事業者の方々としっかり相談をまずはさせていただくと。また、保育施設だけに預けているということではなくて、町の養育相談センターや通所施設等にも協力を依頼して、そういった子どもが関係者全体で支えられるような、そういった仕組みづくりというのもマストで必要だと考えております。

○議長(福嶋尚人君) 3番、建部君。

○3番(建部和代君) では、大きな2番目、保育所の関係なのですけれども、今回人材確保の取組についてとして、町としては令和7年度に新たに新ひだか町医療福祉職員人材確保補助金を創設するという事で予算計上されているということなのですけれども、この補助金についてちょっと具体的な取組を答弁願いたいのですけれども。

○議長(福嶋尚人君) 及川健康推進課長。

○健康推進課長(及川啓明君) 壇上でもお話しさせていただきました新ひだか町医療福祉職員人材確保補助金の予算上程、またそれに伴う今の修学資金貸付条例の廃止条例も上程をさせていただいております。そこで、この補助金制度の概要ですけれども、今まではいわゆる高校生、高校3年生のときに将来必ず新ひだか町に戻ってきて、例えば保育士ですとか看護師さんであったり、医療関係のお仕事だとか介護関係の仕事に、新ひだか町に必ず戻ってくるということを条件に修学資金を修学期間支援をしていたという制度になります。その制度のなかなか利活用が進んでいないという部分と、実際に借受けして制度を使っている方々にもヒアリングさせていただいたので、やはり高校3年生で将来確実にうちの町に戻ってきて、この仕事をするということを決めるということのハードルはかなり高いとも言われていました。実際そうやって修学資金を借りていったのですけれども、違う仕事をしたいですとか違うところで一回働いてみたいだとか、そういったやっぱりニーズもあって、そうなってしまうと支援したお金を一括返済していただかなければならないみたいな、そういうデメリットもございました。そこで、新たにうちの、新ひだか町に合った人材確保の補助金を刷新したいということで、今回御提案をさせていただいているところです。これまでは町から個人に対しての支援をしていたのですが、あくまでも採用は事業所、事業者さんが行うことですので、事業者さんが採用のときに最大なインセンティブとして使えるという、そういう仕組みにまずしなければならないと考えています。ですので、事業者に対する補助制度とそこを変えさせていただいております。また、補助メニューについてですけれども、まず補助メニュー1として、人材確保対策補助金として卒業後6年以内にある人材が町内の医療機関ですとか福祉関係、保育関係の事業所に就職した場合、月額3万円を養成学校に通っていた修学期間を上限に支援しますと。これを町と事業者で2分の1ずつ支援していきましょうという形です。ですので、4年制の大学に通われた方は3万円を4年間お給料とは別に支

援していくという仕組みがまず1つ目のメニューです。2つ目も、これも卒業後6年以内の人材が関係機関に就職した場合で、かつ奨学金を借り受けていらっしゃる方については、奨学金を返還終了までの残額期間を町と事業者が2分の1ずつ支援していきますという補助メニューをつくりました。3つ目には、今まではいわゆる新規採用、また第2新採と。今リクルーターでは新採の獲得もそうなのですけれども、大学卒業後3年とか5年以内の第2新採と言われる、そういった方々に非常にターゲットを当てて就職活動を支援しているということもございまして、補助メニューの1と2はいわゆる新採と第2新採の方を獲得するための補助メニューです。3つ目は、いわゆる中堅職員、ベテラン職員の採用支援ということで、就職準備支援補助金として町外から新ひだか町に転入し、町内の関係機関に就職した場合に引っ越し代などの経費として一括20万円を支給しますという、そういう仕組みをつくらせていただいております。また、これ以外の取組といたしましては、町が都市部の就職活動のセミナーですとか、そういったブースが展開できるような、そういうセミナーがあった場合、町がそこに申し込んで、町内事業者と一緒に参加していただける事業者を募って、一緒に都市部での就職活動を支援していきたいというメニューであったり、先般2月26日も実施しているのですけれども、医療と介護と福祉のお仕事相談会ということも、今4回目になるのですけれども、公民館でそういう医療ですとか介護、福祉の各事業者の方に集まっていただいて、静内高校や農業高校、一般の方が前は60名ぐらい集まったのですが、そういったことの就職説明会をさせていただいていると。今までは医療と介護だけだったのですけれども、この2月からは福祉分野、障がいの分野であったり、保育の分野という事業者にも参加していただいて、説明会を実施しているところです。そういった形で人材確保が何より課題で重要だと考えておりますので、今後とも継続した取組を行っていきたくと考えております。

○議長(福嶋尚人君) 3番、建部君。

○3番(建部和代君) すみません。御丁寧に説明ありがとうございます。

それで最後に、町長に一言お聞きしたいのですけれども、たしか私の記憶によると本年の商工会の新年交礼会の際に、そのときの御挨拶で町長は力を入れている仕事は子ども・子育て事業との趣旨のお話をされたと私記憶を持っているのですけれども、こども誰でも通園制度が開始されますけれども、令和8年度から。それで、妊娠から小学校入学まで当町の全ての子どもに対してこども家庭センターがしっかり関わることができる体制となるのではないかと私は思いますけれども、町長の思いと、また今後の子育て事業の考え方をお聞きしたいと思うのですけれども、よろしく願いいたします。

○議長(福嶋尚人君) 町長に指定権はありませんけれども、答弁は誰されるのですか。

町長。

○町長(大野克之君) 今までいろいろと建部議員からの質問のやり取り聞いておりました。交礼会の際に何を言ったかというのは、申し訳ないですけれども、私今全然覚えていないので、それは大変失礼なのですけれども、もともと僕は子どもが大好きなものですから、子どものところについては、子どもに関係するところについては余裕があれば予算をつけていきたいという気持ちはもともと持っています。そういう中で、今の議論の中でいろいろと感じることは、国が今示したこども誰でも通園制度、これ一瞬間くと無償で、希望したら誰でもいいよという制度だなど普通は聞こえると思うのです。恐らくそこを目指す中で、一月10時間ってすごく細かい話でありまして、本当は誰でも通わせたい人たちは通えるような状態にすべきだと思っているのですけれど

ども、そこはなかなかすぐにはいかない。それは、保育士さんの問題ですとか、あるいはキャパの問題もあるだろうし、いろいろな子どもの育て方というのは親によって違いますから、そういうところもあると思うのですけれども、いずれにしても究極はそこに行き着くような今は過渡期的なのだろうと思っています。それも無償でやるべき問題ではないのかなと僕は思っています。そのところに町として踏み込めるかどうかという、これまた別の問題ですけれども、究極にはそういうことなのではないのかなと思っています。そういう中において、今我々、ちょうど1年前になりますか、こども家庭センターをつくって、様々な取組をしてきていますが、令和6年度の新規事業とか今年度の新規事業とかもありまして、それと令和7年度のこれから議論いただく事業も含めると、ほとんど妊娠する前、不妊治療のところから妊娠期間、出産が終わって、学校に上がるまでのそれぞれ仕組みなり、ソフト的な面というのは措置されていると思っています。それで、今の誰でも通園制度のところについてもこれから検討していくことになると思います。それは国の動きに応じて。ただ、令和7年度を待つ前にも令和6年度からリフレッシュしてくださいとか、そんなことはやっていますので、地域に合ったやり方というものも国と協議しながら、さらに充実させていく必要があるかなと思っています。

最後に、今及川課長が説明しました人材確保という面で申しますと、これどのように機能するか分かりません。でも、今まで高校生のときに借りる段階で帰ってくるから、帰ってきたら返さなくていいよというような仕組みではなくて、あらゆる人材、あらゆる年代のところに踏み込めるような制度として機能していけばいいなと思いますし、また時代が変われば今考えている制度が合わないということも当然あるわけですので、そこは見直しながらいいものにしていくということは毎年毎年日々やっていかなければならないと思っています。

○議長(福嶋尚人君) 3番、建部君。

○3番(建部和代君) 以上で質問終わらせていただきます。ありがとうございました。

○議長(福嶋尚人君) 暫時休憩いたします。10分程度休憩いたします。

休憩 午前10時23分

再開 午前10時33分

○議長(福嶋尚人君) 休憩前に引き続き一般質問を継続いたします。

13番、川端君。

[13番 川端克美君登壇]

○13番(川端克美君) 通告に、従って壇上から一般質問を行います。

1点目は、「日高徳洲会病院の移転新築と町の対応について」です。全く同じタイトルで昨年12月にも質問をいたしました。昨年の質問時点では日高徳洲会病院の移転先の決定は行われていなく、移転に関しての状況及びもし他町に移転した場合の影響等について質問をいたしました。このときの答弁は、要望があったことについては応えていったというものでありました。そして、1月24日に移転先が新冠町に決定したという報告があり、町長の移転に関する感想も伺いましたが、新ひだか町に残ってもらうために日高徳洲会病院からの要望には応えていったのだが、残念であったということでありました。日高徳洲会病院が新冠町へ移転を決定したことは、大変残念なことでもあります。それとともに、これからの新ひだか町の医療体制をどうしていくか、これが大変心配なことでもあります。今後のことを考えるとき、なぜこうなったのか、これを検証する

ことも議会の務めであると思っています。それは、議会には行政を監視する義務があるからです。監視する義務を十分に果たせなかったのは痛恨の極みではありますが、それを乗り越えて、今後の新ひだか町の医療体制を考えていかなければならない。これもまた現実の課題であると思っています。昨年12月の一般質問、そして今年1月24日の新冠町への移転決定に関する報告を通して、非常に長期にわたって本町の医療に尽くしてきた医療機関が移転改築のために静内地区に敷地を求めているにもかかわらず、特別な対応はしてこなかったというもので、全く納得できるものではありませんでした。町長から議会には移転に関する状況の報告はあっても、本町に残っていただくためにどうしたらよいかという協議はなく、成り行き任せだったと言うしかありません。町長として御自分の主義、信条をひとまず置いておき、町のために、町民のために何をすべきかを第一に考えること、これが町長の責務ではなかったのかと思っています。町長にお願いしたいのは、この件は第三者の名誉に関わることでもありますので、答弁には十分に気をつけていただきたいと思います。

〔何事か言う人あり〕

○議長(福嶋尚人君) 静かにしてください。

○13番(川端克美君) 本題に入りますが、医師をはじめとする医療スタッフの確保が難しくなっている今日、全国組織の中にある日高德洲会病院が本町から転出することは、大変な痛手と考えています。転出決定までの経過と今後の本町の医療体制についてお伺いをしたいと思います。

1つ目は、病院敷地を紹介する際に日高德洲会病院が希望した現病院の周辺という範囲にこうせい公園は含まれていなかったのか、なぜ含めなかったのかということをお伺いしたいと思います。これまでの答弁の中で、保健福祉部長と副町長の答弁にこうせい公園の病院敷地候補としての認識に食い違いがあります。町理事者の中では、こうせい公園が候補地としての優位性を持つことを認識していたと思っていますが、日高德洲会病院に提示しなかったのではないかと考えています。また、聞き及んでいる話ではありますが、事態を憂慮された町民の方が役場にこうせい公園を候補地として提案してはどうかと話したが、断られたという話を聞いております。もともと日高德洲会病院は、高砂町に病院敷地を求め、静内地域に移転改築を計画しており、静内地域に適地を求めていたはずで、こうせい公園は大変重要な候補地であったと思いますが、町長の答弁をぜひ求めたいと思います。

2点目に、国の中央防災会議が日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震防災対策推進基本計画を令和4年9月30日に策定しています。この計画によると、今後30年以内に起こる確率が7%から40%、これは令和4年1月1日現在の話でありますけれども、こういう地震が想定されており、巨大な津波による多数の人的被害が予想されています。日高德洲会病院が他町に転出していた場合、どのように本町はこの地震、津波に対応できると考えたのか。日高德洲会病院が新冠町に移転するのは数年先と思われそうですが、そのとき津波を想定した災害医療にどう対応するのか伺いたいと思います。町が令和5年2月に策定した防災マップ、この防災マップにおいても、町立静内病院は5メートルから10メートルの津波浸水を受けることが想定されています。この高さではほぼ町立病院の医療機能は全滅してしまうのではないかと考えざるを得ません。このとき医療は誰が担うと考えたのでしょうか。町長は、御自分が策定した防災マップの津波予想図を失念していたとは考えられません。何としても日高德洲会病院には静内地区にとどまってもらうことが必要だったと思っています。町民の命を将来において危険な状態にさらすことになった移転地をめぐる

る対応、そして判断及び今後町立静内病院に多くの器具、機材を整備しなければならなくなる多額の支出について町民に説明する責任が町長にはあると考えています。人命に関わることであり、ぜひ町長から御答弁をいただきたいと思います。

まちづくり懇談会で町長は日高徳洲会病院の転出に当たり静内町立病院に必要な指示をしたと回答しましたが、その指示とは何かを伺います。この指示に関わる事柄については、日高徳洲会病院が静内地区にとどまっていれば必要のないものだったのではないかと。徳洲会病院が町外に転出してしまった、そのことによって整備をすることになったのではないのか、そして整備をした機械、器具は日本海溝・千島海溝周辺型地震によって全てが廃棄せざるを得なくなってしまう、こういう危惧があるわけです。町長がいつも言う厳しい財政をさらに厳しいものにしてしまうのではないかと大変危惧をしております。

4点目に、この日高徳洲会病院の町外移転は、病院経営強化プランに影響があるのかということでございます。特にこのプランは、日高徳洲会病院が本町に位置することを前提に立案されていたと思っています。日高徳洲会病院が新冠町に移転し、いつ来てもおかしくはない大津波が予想されており、その大津波が現実のものとなったときには、町立静内病院は医療機能を失ってしまう。一昨年から5年間のプランではありますが、町立静内病院の遠くない将来の移転改築を含め、今後整備する器具、機材等に影響があるものと考えていますので、お考えを伺います。

また、移転によって多くの患者の不便を軽減するためにも、今年から始まる三石国保病院の診療所建設計画を見直して、入院機能を備える必要があると考えていますが、人命に関わることであり、町長の答弁を求めたいと思います。

次に、大きな2点目の「町政執行の方針について」です。少子高齢化、過疎化、インフラ整備など多くの課題に対応するために基本姿勢を明確にし、基本政策を立て、予算編成を行ったと思いますが、以下についてお考えを伺います。

1点目は、「開かれた町政の実現」です。初めに対話の機会づくりを挙げていますが、議会での町長答弁を積極的に行うのが大事ではないかと思っておりますので、お考えを伺います。議会は、住民の代表である議員が本会議や委員会の質疑等を通して審議し、最終的な政策の決定を行う機関であるからです。そして、執行機関である町長が事務処理や事業の執行を公正、公平に、民主的にやっているかどうか批判、監視する機関でもあるからです。今年は、町長の2期目任期の最終年になります。これまでできていなかった議会での議論を積極的に行うことから始めてはいかかかと思っておりますので、お考えを伺います。

また、まちづくり懇談会での住民との対話は十分にできていると考えているのでしょうか。まちづくり懇談会会場でも多くの意見のあった昨年の三石国保病院の無償化、今年の日高徳洲会病院の新冠町移転、これは町民の関心が高いテーマだったにもかかわらず、質問があったときの対応とするなど積極的に町民に関わろうとする姿勢が見えないので、特にお聞きをいたします。三石地区では、今年も役場の用意したテーマについての質疑はほとんどなく、関心は低かったように思います。

次に、住民と関係が深い各種の政策は、政策立案の段階で住民との協議は十分に行われているのでしょうか。

2点目に、「基幹産業の強化と新分野の産業創出」です。ミニトマトや花き、肉牛についても生産の拡大が課題と思っています。品質の向上はもちろんですが、産地としての優位性を売るには

生産量の拡大が絶対に必要だと思います。個々の農家の生産規模の拡大、あるいは生産体制の新たな構築、新規に取り組む農家を増やすことなどの見通しを伺います。

また、新たな作物栽培とは何か、その栽培を誰が担うのか、既存の作物栽培との兼ね合いをどう考えているのかをお伺いしたいと思います。

林業において道産木材製品の認証制度があるが、本町の制度活用の状況についてはどうかをお伺いしたいと思います。

水産業は、海水温の上昇で苦境が続いていますが、昆布の生産振興をどのように進めていくのかお伺いをいたします。

日高昆布の活着工事を目指す対策を進めていくのか、養殖に取り組んでいくのか、他品種の導入を視野に入れて対策を進めていくのか、そのほかの対策を検討するのかをお伺いしたいと思います。

また、各地で取組が進められている海上養殖や陸上養殖については、どのように考えておられるのかお伺いをいたします。

3番目に、「防災対策の強化」です。災害に対する自助、共助が基本ですが、30年以内に最大40%の発生確率のある大地震、大津波に対応するため一時避難所の公助のできる対策は出尽くしたのか。もう役場としてできることはないのか。新聞報道等でも積雪寒冷地での避難経路の確保、夜間、厳寒期の対策の不十分さが指摘され、改善を求められています。本町においても自助、共助に手助けすることはもうないと考えているのか伺いたいと思います。

4点目に、「生きがいの持てる地域づくり」に関して。デマンド交通は、タクシーとの調整が課題になると思っていますが、交通手段を持たない弱者、特に足腰の弱い高齢者でも多くの用事を持ち、多くの場所に行かなければならないのが生活者としての普通の状況です。利便向上のためにも乗車目的地及び乗車地の拡充は必要であり、現在の状況と今後の計画をお伺いしたいと思います。

最後に、5点目として、「町との関わりを持つ関係人口の拡大」ですが、牧歌的な地域特性を生かした体験滞在型観光の推進は大変重要な施策と考えています。国立公園も活用した地域社会との調整は図られているのかお伺いをしたいと思います。

海も山も川もある地域は多くありますけれども、軽種馬牧場が点在しているのが胆振日高の特徴であり、虫のいない海で遊べる海浜公園を持つ本町は、大いに誇るべき景観と有利な状況を備えていると思っています。本腰を入れて全町的に取り組む地域ではないかと思っていますので、町長のお考えをお伺いいたします。

以上、壇上からの質問を終わります。答弁については、簡潔明瞭にお願いをしたいと思います。
○議長(福嶋尚人君) 渡辺町立病院事務長。

[新ひだか町立病院事務長 渡辺智之君登壇]

○新ひだか町立病院事務長(渡辺智之君) 川端議員御質問の大きな1点目、「日高德洲会病院の移転新築と町の対応について」の1つ目、病院敷地の紹介の中に日高德洲会病院が希望した現病院の周辺にこうせい公園は含まれていなかったのか、それはなぜかについて御答弁申し上げます。

御質問のこうせい公園につきましては、都市公園として幼稚園児の散歩コースや小学生から高校生がバスケットやサッカー、野球などで楽しんだり、さらには雪が積もれば親子連れでそりなどを楽しんでいるなど、子どもから大人まで多くの町民に利用されている行政財産でありますの

で、当然ながら候補地としての選択はございませんでした。

次に、2つ目の今後30年以内に起こる確率が7から40%とされる日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震で多数の人的被害が想定されるが、日高徳洲会病院が他町に転出していた場合、どのように本町は対応できると考えているのか、今後津波を想定した災害医療にどう対応するのかでございしますが、現在町立静内病院と三石国保病院では災害発生時における病院機能の維持及び事業の継続を基本とした事業継続計画を令和6年4月に策定し、新ひだか町地域防災計画を基本とした中で病院内に災害対策本部を設置し、対応に当たることとしており、その内容は1つ目として被災者に対する医療及び助産に関すること、2つ目に医薬品に関すること、3つ目に救護所の設置に関すること、4つ目として施設の被害調査、報告及び応急措置、復旧に関すること、5つ目として入院患者の避難支援に関すること、6つ目として災害時の医療、救護に関すること、7つ目として医療資器材の確保及び供給に関すること、最後に8つ目としてその他病院に関することとしており、実際に災害が発生した場合は入院患者様への対応を一番に行い、その後医薬品、ライフライン、医療資機材の確認後、人員も含めた中で診療提供能力の確認を行い、その能力に応じた医療の提供となるものと考えております。そこで、日高徳洲会病院が移転後の津波被災時を含めた災害時の対応につきましては、先ほど申し上げた行動計画を基本とした医療提供を行うこととなりますが、被災規模によって違いがあるものの、少なからず影響があるものと想定できますので、町内の各医療機関とこれまで以上に連携、協力体制を強化し、対応せざるを得ないものと考えております。今後においても町の防災担当、関係機関とも連携した中で検討を進めていかなければならない課題であると認識しております。

次に、3つ目のまちづくり懇談会で町長は日高徳洲会病院の転出に当たり町立静内病院に必要な指示をしたと回答したが、その指示とは何か。町立静内病院の機能強化をどう図るのかでございしますが、令和6年度のまちづくり懇談会は1月23日から開始し、8会場で実施いたしました。ほぼ全ての会場において日高徳洲会病院の移転に際し町立病院に対する意見や要望、また現在日高徳洲会病院へ通院されている患者様の足の確保など、様々なお話をいただきました。そこで、御質問の指示でございしますが、日高徳洲会病院から口頭ではありますが、正式に新冠町への移転表明がなされた後、直ちに両病院長に対し必要な医療提供体制を整えるため早急に検討するよう指示があり、町立病院では日高徳洲会病院が町外移転に伴う町立2病院の医療提供体制について検討を始めたところでございます。今現在日高徳洲会病院が隣町に移った後どのような医療提供体制を取るべきか、現状のスタッフ体制、休日、夜間の診療体制、人工透析患者様への対応など様々なことを想定した検討をしてございます。具体的なお話はまだできませんが、令和7年度中には方向性を明確にし、令和8年度からは計画的な体制整備を行っていきたい考えでありますので、一定の方向性が出ましたら所管委員会とも情報共有させていただきながら進めてまいりたいと考えております。

次に、4つ目の病院経営強化プランに対する影響はあるのか、三石病院の機能の見直しが必要と思うが、いかがでございしますが、新ひだか町公立病院経営強化プランにつきましては、令和3年度に総務省から発出されました「持続可能な地域医療提供体制を確保するための公立病院経営強化ガイドライン」を踏まえ、新ひだか町新公立病院改革プラン策定委員会での議論の下、役割、機能の最適化と連携、強化などの6つの視点を柱に令和5年度からの5か年を計画期間として、令和6年2月に策定したところでございます。日高徳洲会病院が町外移転となった場合も本経営

強化プランの基本的な枠組みが大きく変わることはないと考えておりますが、先ほど申し上げた町立2病院の医療提供体制の検討内容によってはプランへの影響も少なからず生じるものと考えられますので、その場合には所管委員会へ情報提供を図ってまいりたいと考えております。

○議長(福嶋尚人君) 樋爪企画課長。

〔企画課長 樋爪 旬君登壇〕。

○企画課長(樋爪 旬君) 川端議員からの御質問の大きな項目の2点目、「町政執行方針について」のうち、1つ目の「開かれた町政の実現」と4つ目の「生きがいの持てる地域づくりについて」御答弁申し上げます。

初めに、1つ目、「開かれた町政の実現について」、対話の機会づくりを挙げているが、議会での町長答弁を積極的に行うのが第一ではないかとの御質問ですが、まず大前提として議会の場で職員が答弁している内容は町としての考えであり、町長の方針などを踏まえた中での答弁であり、そのことは議会の皆様も十分に理解されているものと考えております。また、議員の皆様からの御質問には具体的な事務事業に関わるものが多くございますので、そのような面からも担当部署の職員が実務を交えて詳しく答弁させていただいたほうが御質問に対する答弁として適当であるものと考えております。

次に、まちづくり懇談会での住民との対話はどうかとの御質問ですが、まちづくり懇談会には川端議員も何度も参加しておられるので、状況は把握されていると思いますが、参加者の皆様からの御質問は個々具体的な内容がほとんどでございますので、それぞれ担当する部長から町の考え方などをお伝えしながら対話しているところであり、町長自らという点においてはどの地区でも懇談会の最後には町長自らがマイクを取り、その日の懇談内容を振り返りながら自らの考え方や感想などを参加者にお伝えしているところでございます。

次に、政策立案時の段階での住民との協議は十分に行われているのかとの御質問ですが、町民、議会、行政の協働によるまちづくりを目指し制定しました新ひだか町まちづくり自治基本条例に基づき、住民の意見や参加を政策形成に反映させることを重要な方針としており、町が政策立案する際には、それが軽微なものである場合は別として、関係する方々や関係する機関、団体等と協議しながら検討を進めることを基本としております。事案によっては、町が設置する審議会や委員会への住民参画、アンケート調査の実施、パブリックコメントの募集、住民説明会開催などの手法を用いており、また住民側から求めがあれば出前講座などの形でお伺いするなど、様々な形で住民の声を把握するよう努めているところでございます。もちろん住民の声を把握する中においては賛否両論が必ずございますので、それぞれが求めることの全てを実現できるわけではありませんが、いただいた意見や要望等を踏まえつつ、町として現実的な形へと整理した上で、最終的には同じく住民の声を把握し、その代表としてこの場に立たれている議員の皆様と予算や条例などの議案として御審議、御判断いただきながら決定しているところであります。今お話ししたような町の対応が十分かどうかについては住民の皆様がお感じになることであり、人それぞれ感じ方も異なりますので、不十分という御指摘があるのであれば、どのような部分が不十分で、どのような支障などが生じているのか具体的にお伺いしながら、改善できる点があれば見直しなどを検討してまいりたいと思います。

続きまして、4つ目の「生きがいの持てる地域づくり」、デマンド交通の現在の状況と今後の計画についてですが、2月26日、27日の両常任委員会において、これまでの利用実績と今後につい

ては既に御説明させていただいており、繰り返しになる部分もあるかと思いますが、改めて御説明させていただきます。デマンド交通の実証実験については、地域内公共交通の再構築に向けた取組として実施しております。公共交通を取り巻く状況は非常に厳しく、利用者の減少や燃油高騰などによる赤字額の増大に加え、運転手不足や2024問題と言われる国の働き方改革による労働時間の規制などの影響から大型免許を持つ運転手が確保できない事態が全国的に発生し、従来どおりの運行を維持していくことが極めて難しい状況にあります。また、当町におきましてもスクールバス、温泉バス、患者通院バス、三石地区コミュニティバスなどを運行しておりますが、年々運行経費が増加し、運転手の確保も困難となってきております。このため、町としては新たな手法を取り入れながら、将来に向けて持続可能な交通体系を構築していかなければならないと考え、その一環として昨年9月末の道南バス御園線廃止のタイミングでその沿線地区、静内目名、田原、御園、豊畑、農屋地区と静内市街地とを結ぶデマンド交通の試行運行を10月から開始いたしました。

そこで、御質問の現在の状況につきましては、現在予約型の昼間便、通学便、予約不要型の定時定路線型の3種類を運行しております。利用実績としては、一般利用の昼間便は事前登録と予約が必要で、運行日は火、木、土曜日の週3回、1日3往復利用可能となっております。1月末の登録者数は142人で、4か月の延べ利用人数は224人、月平均では56人の利用となっております。また、1便当たりの利用人数は1.92人となっております。1便で最大5人の割合となった日もありますが、多くは1人から2人の利用となっております。実利用人数は10月、11月ともに16人で、12月は23人と増加しましたが、1月は15人に減少しております。通学便につきましては、道南バスの御園線を一定数の生徒が通学に利用しており、定期券助成も行っていったことから、運行をしております。14人の生徒が登録しており、天候不良時や冬期間のみの利用者もいるため、登校時間の利用者は10から12人程度、下校時は2便を運行しており、静内高校16時発の便は1人から5人程度、19時発は4か月で2回、1人のみの利用となっております。

次に、10月15日から運行を開始した定時定路線型乗合ワゴンの利用実績については、4か月の延べ利用人数は542人となっております。10月の利用人数は46人と少ないですが、11月以降は月に150人を超える利用となっております。10月は多くて1日に3人から4人の利用でしたが、11月下旬からは十数人利用する日が増えており、就労支援事業所に通う障がい者など通勤利用が主な利用となっております。これら3種類の運行につきましては、同地区において4月以降も一部内容を変更して実証実験を継続してまいります。主な変更点としては、昼間便の運行時間を前後合わせて1時間延長し、現行9時から15時までを8時30分から15時30分までに変更するほか、これまで3往復としていた時間枠を廃止し、空いている時間であれば予約を受け付けるよう変更いたします。通学便については夏、冬、春休みの平日も運行することとし、また運行時間については利用が4か月で2回、それぞれ1人のみの利用と少なかった下校便、静内高校19時発を廃止することとしております。定時定路線型乗合ワゴンについての変更はありません。

次に、今後の計画についてでございますが、町内全域への展開を検討するためには運用方法の改善、見直しを図りながら通年の実績を検証する必要があることから、実証実験を継続することとしています。令和7年度については、4月から現在対象としているエリアの運行を継続するほか、まだ確定ではありませんが、10月頃から昼間便の実験エリアを浦和から東別、西端方面まで広げたいと考えており、三石地区につきましては運行事業者の確保なども含め検討を進め、令和

8年度中を目途に実施したいと考えております。また、令和7年度は、地域公共交通のマスタープランとなる交通計画の策定に向けて動き出す予定でございまして、関係行政機関、バス、タクシー事業者や利用者等で構成する「地域公共交通の活性化及び再生に関する法律」に基づく協議会を設置し、今後の地域内公共交通の在り方を議論しながら検討を進めてまいります。最終的に全ての地域でデマンド交通を運行するかは、検証を積み重ねながら判断していきたいと考えております。一部地域については、既存のバス運行を継続する可能性もあり、利用者アンケートや乗り込み調査等も実施しながら進めてまいります。また、デマンド交通を本格運行する際には、町直営で運行している患者通院バス、温泉バス、三石コミュニティバスに加えてデマンド交通も運行することは財政的に厳しいことから、縮小、廃止についても検討してまいります。現実的に町が全ての交通をカバーできるわけではないため、できる限り民間での運行を維持していただけるようバス、タクシー事業者と協議しながら、この地域に合った持続可能な交通体系を構築していきたいと考えておりますので、御理解いただきますようお願い申し上げます。

○議長(福嶋尚人君) 及川農政課長。

[農政課長 及川敦司君登壇]

○農政課長(及川敦司君) 川端議員からの御質問の大きな2点目の町政執行方針についてのうち2点目の前段、「基幹産業の強化と新分野の産業創出」、ミニトマト、花き、肉牛についても生産の拡大が課題と思うが、見通しはどうかと新たな作物栽培とは何かについて御答弁申し上げます。

当町の農業振興については、持続可能な農業の実現を目指すため新規就農者をはじめとする次代を担う農業者の育成確保について取り組んできたところであり、その中でもミニトマト、花き、和牛を地域振興作物と位置づけ、担い手育成対策を行ってきたところでもあります。令和6年度におけるミニトマト、花き、和牛の販売実績でございますが、ミニトマトは8億7,287万8,000円、花きは8億6,713万8,000円となっております、いずれも前年度を上回る販売実績となっております、特に花きにつきましては過去最高の販売実績を達成したところでもあります。一方、和牛は育成、肥育の合計で12億9,469万円となっております、前年度の14億7,530万3,000円と比較して、対前年度比87.76%と厳しい状況となっております。今後の担い手確保の見通しでございますが、ミニトマトでは令和7年度の新規就農予定者が1組2人、令和8年度の新規就農予定者が1組2人、令和9年度の新規就農予定者が1組2人となっております。花きでは、令和8年度の新規就農予定者が1組2人、令和9年度の新規就農予定者が1組1人となっており、継続して新規就農する方がいることから、生産の維持、拡大が期待されるものと考えております。和牛につきましては、現時点では新規就農する方の見込みはありませんが、町和牛センターによる優良受精卵の提供などを活用した牛群改良を図ることにより地域ブランド力の維持と農業所得の向上に努めてまいりたいと考えております。また、新たな作物栽培につきましては、当町における畑地化促進事業の進展を鑑み、水田を畑地化して畑作物の本作化等に取り組むため、土地利用型の新規作物の導入と定着が必要であることから、令和7年度予算におきまして新規作物導入奨励事業補助金を計上したところでございます。こちらは、農業協同組合とも連携の上、複数の農業者が新たに同一の畑作物を導入する取組に対して支援しようとするものでございまして、これまで本作化していなかった小豆やバレイショなどの取組を見込んでいるところでございます。

○議長(福嶋尚人君) 新川水産林務課長。

〔水産林務課長 新川兼一君登壇〕

○水産林務課長(新川兼一君) 川端議員から御質問の「町政執行方針について」の2点目、「基幹産業の強化と新分野の産業創出」の中段、林業において道産木材製品の認証制度があるが、本町の制度活用の状況はどうかと、後段の水産業は海水温の上昇で苦境が続いているが、昆布の生産振興をどのように進めていくか、また海上養殖や陸上養殖についてどのように考えているかについて御答弁申し上げます。

まず、中段の御質問についてでございますが、道産木材製品の認証制度には北海道や木材関係の企業や団体、研究機関で構成される道産木材製品販路拡大協議会が道産木材を使用した製品を製造、販売する企業や団体を認証するHOKKAIDO WOODと北海道が建物の構造材や内装材などに道産木材を使用している建築物を登録するHOKKAIDO WOOD BUILDINGの2つがあり、いずれも北海道産木材の販路拡大や普及啓発を目的とした制度でございます。

そこで、御質問の本町の制度活用の状況はどうかについてでございますが、HOKKAIDO WOODにつきましては、現時点において当町内で登録を行っている企業、団体はございませんが、これは当町内では道産木材を使用、加工した製品を主として取り扱っている企業や販売店等が少ないことや、この制度は令和元年に創設されましたが、知名度が低いことなどが理由ではないかと考えております。一方、HOKKAIDO WOOD BUILDINGにつきましては、小売店1店舗が令和5年8月に登録されております。また、町有施設につきましては、構造材及び内装材に町内産木材を地材地消として使用し、本年2月に完成しました新ひだか児童養育相談センターを本年中にHOKKAIDO WOOD BUILDINGに登録したいと考えております。今後につきましても道産木材の利用促進を図るため、当町関係課で構成する地域材利用に関する庁内連絡会議において町有施設における地域木材の利用を検討するため情報共有を図るとともに、これらの認証制度についての普及啓発を図っていかなければならないと考えております。

続きまして、後段の御質問についてでございますが、当町の水産業は近年の海水温の上昇に加え、前例のない赤潮被害による漁業資源の減少や潮流の変動による魚種の変化などの要因により苦しい状況が続いております。特に当町の主要な漁業種である昆布につきましては、全道的にも減産傾向となっており、令和6年には漁期前から北海道内全体の生産量が1万トンを下回るといった大幅な減産予測となったことから、北海道では令和6年8月に試験研究機関や水産関係団体などで構成する昆布生産安定対策検討会議が設置され、昆布生産が将来にわたって安定して維持できるよう海洋環境の変化に対応した各種対策を検討され、今後その結果や対策などが示される予定でありますことから、その動向を注視している状況であります。そこで、御質問の昆布の生産振興をどのように進めていくかについてでございますが、現時点で取り組めるものとしまして、漁業者による雑海藻駆除や水産多面的機能発揮対策事業による岩盤清掃など漁場を保全し、昆布の定着を促す事業を継続して推進してまいりたいと考えております。また、北海道の昆布生産安定対策検討会議で示される方針や取組の具体的な内容を精査するとともに、新たな取組として日高地区水産技術普及指導所や日高漁業協同組合などの関係団体と情報共有し、連携、協力を図りながら昆布の増養殖の手法について協議、検討してまいりたいと考えております。

次に、海上養殖や陸上養殖についてどのように考えているかについてでございますが、北海道

内では近年トラウトサーモンを対象とした海上や陸上での養殖に取り組む地域や企業が増えてきており、育成技術の向上や機材の性能向上に伴い漁業生産が減少している地区に加え、海に隣接していない内陸部で養殖に取り組んでいる地域もございます。当町でも、海洋環境の変化や漁業資源の減少など漁業を取り巻く情勢が厳しい中で、新たな振興策の一つとしてこれまで海上養殖や陸上養殖の導入について情報を共有し、検討を進めておりますが、既存の漁業との競合や共存などの兼ね合いから、港内外問わず養殖に適した場所や魚種の選定、養殖施設の整備や施設を維持するための費用面や人材の確保、養殖事業としての採算性など多くの課題があると考えております。しかし、会場や陸上での養殖は、新たな生産体制の構築による地域、漁業の振興のための取組となる可能性があり、今後も関係者の意見を踏まえ検討をしていくべきと考えていることから、町としましても引き続き各種養殖業についての情報収集を図るとともに、必要に応じて漁業協同組合など関係団体と協議していかねばならないと考えております。

○議長(福嶋尚人君) 佐藤総務課長。

[総務課長 佐藤礼二君登壇]

○総務課長(佐藤礼二君) 私からは、大きな項目の2点目、「町政執行方針について」のうち3つ目の「防災対策の強化」、災害に対する自助、共助が基本だが、30年以内に最大40%の発生確率のある大津波に対応するため、一時避難場所の公助でできる対策は出尽くしたのかについて御答弁いたします。

当町における津波浸水想定につきましては、令和3年7月に北海道が公表した太平洋沿岸の津波浸水想定によりますと、代表地点で最も高い津波が予測されている東静内周辺で最大津波高が11.1メートル、最も到達時間が短い代表地点である梟舞漁港ほか2地点周辺における津波到達時間は24分、浸水面積は1,800平方メートルと予測されており、自助、共助、公助が一丸となった対策が必要であると認識しております。当町の津波対策としましては、津波緊急避難場所施設の指定及び新たな津波浸水想定区域に基づく津波ハザードマップの改定、防災ハンドブックの更新、地域における避難訓練や防災講話などのほか、三石梟舞地区の住民や高齢者福祉施設、周辺施設の従業者等の避難困難者対策として、三石梟舞地区津波緊急避難施設整備事業を令和6年度から令和8年度の3か年の計画で進めており、本年度は実施計画、令和7年度は整備敷地確保に伴う既存施設の解体、令和8年度は施設及び駐車場の整備を実施する予定としてございます。また、昨年1月1日に石川県で発生した能登半島地震に当たっては、被災後間もない時期に当町から防災職員1名、保健師1名を現地に派遣し、大災害発生時における被災地の現実を学んできており、その教訓を当町における防災対策に生かしていくため、派遣終了後には職員研修を開催し、現地で学んできたことを全体で共有しているところでございます。

そこで、御質問の一時避難場所の公助でできる対策は出尽くしたのかについてでございますが、基本的に災害対策というのは自然環境の変化や各種想定の見直しなどに伴い変化していくものであると考えておりますし、安心という点においては人それぞれ感じる部分も異なりますので、防災対策に取り組む中で対策が出尽くすということはないものと考えておりますので、今後につきましても当町において必要な災害対策を考え、限られた財源の中でそれを形にしていく動きを繰り返していくしかないものと考えております。なお、一時避難場所、避難施設の対策につきましては、第一に津波から命を守るため高台などにある津波緊急避難場所の指定及び避難階段等の一時避難場所の整備、公営住宅のほかホテルなどの高層建物を緊急避難施設とするため民間事業者

との協定締結などの取組を進めているところであり、今後においても地域に即した防災対策を講ずるため町民や地域の御意見、御要望をお聞きしながら、実現性や実効性などを勘案し、高い効果が見込まれる対策を町全体で協力して取り組んでまいりたいと考えております。また、津波からの一時避難時には屋外での避難も予想され、冬期の場合は防寒対策などが重要となりますが、大規模災害時ほど公助の手が届かないことが想定され、自助、共助における平時からの準備が自身の命を守る非常に大切な取組でありますことから、自治会や自主防災組織等で実施する防災訓練や防災講話等、様々な機会を通じて自身の備えによる自助、地域での助け合いによる共助の促進及び自助や共助を支援するための公助の取組により新ひだか町の防災、災害対策の強化を図ってまいりたいと考えてございます。

○議長(福嶋尚人君) 森まちづくり推進課長。

[まちづくり推進課長 森 勝利君登壇]

○まちづくり推進課長(森 勝利君) 私からは、大きな御質問の2点目、「町政執行方針について」のうち5点目の「町との関わりを持つ関係人口の拡大」、牧歌的な地域特性を生かした体験滞在型観光の推進は重要施策と考える。国立公園も活用した地域社会との調整は図られているかについて御答弁申し上げます。当町における観光分野の現状としては、従前と変わらず通過型観光の傾向が強く、観光客の入り込みも桜まつりなどのイベント開催時に集中するなど一時的なものにとどまっていることから、年間を通じて地域経済への波及効果や需要拡大が期待できる体験滞在型観光への転換が重要であると考えているところであり、その点では川端議員と同様の認識でございます。

そこで、国立公園も活用した地域社会との調整は図られているかという御質問でございますが、現在町では体験滞在型観光への転換に向け、地域にある豊かな自然や牧歌的な風景、そこに根差した文化や産業、歴史などの地域資源を実際に体験、体感していただきながら観光客一人一人の滞在時間を増やすことを目標に取り組んでいるところであり、その推進に当たっては当然ながら観光協会や観光事業者などの関係者と協議しながら連携、調整を図っているところでございます。具体的に近年では旅行関連企業との包括連携協定や観光協会、地元企業との連携によりサイクリングをしながら牧歌的風景と特産品である昆布の魅力を経験するツアーの造成やこれら地域の特性、観光素材、コンテンツを世界に向けてPRするなど体験滞在型観光の構築に向けた調査研究を進めてきたところでございます。このほか、令和5年度から開催しておりますうまカルフェスにつきましても日本一の馬産地として牧場関係者をはじめ、多くの関係機関に協力をいただきながら体験型プログラムの充実に努めているところであり、宿泊を伴って来場される町外の方も多い状況となっております。また、昨年国立公園に格上げとなった日高山脈には、登山客を中心に多くの関心と期待が寄せられており、観光振興の面からも大きなチャンスになるものと考えております。残念ながら道路事情により現状としては当町から国立公園内に立ち入ることがかなわない状況にありますが、静内山岳会をはじめ一般ボランティアや環境省などと連携したペテガリ岳の登山道整備や町民登山大会という形で一般の方にも国立公園の魅力に触れていただく機会づくりに努めているほか、民間事業者におかれましても国立公園の誕生を機に新たな事業を展開している状況も見受けられ、それぞれの立場においてできる取組を進めている状況にございます。次のステップとしては、各種体験メニューやツアー商品などを造成し、実際に人を呼び込んでいかなければならないと考えているところでございますが、これにはさらに多くの機関、企業などとの連携が必要不

可欠でありますので、観光協会や民間事業者などと観光施策の方向性やそれぞれの役割などを共有するとともに、取組の核となる人材として地域おこし協力隊の投入も視野に入れながら、体験滞在型観光を具現化するための仕組みや環境づくりなどに関係者一丸となって取り組んでいきたいと考えているところでございます。

○議長(福嶋尚人君) 川端君、再質問については午後からにしたいのですが、よろしいでしょうか。

〔「はい」と言う人あり〕

○議長(福嶋尚人君) 暫時休憩いたします。午後1時再開いたします。

休憩 午前11時32分

再開 午後 1時00分

○議長(福嶋尚人君) 休憩前に引き続き一般質問を継続いたします。

13番、川端君。

○13番(川端克美君) 午前中に大変丁寧な御答弁をいただきました。ありがとうございます。答弁の中で、答弁があったのですけれども、全然自分としては何を言っているのかよく分からないなという答弁もありましたので、再質問していきたいと思うのですけれども、まず1点目のこうせい公園の関係なのですけれども、私も公園は非常に大事だと思っています。青少年の育成の場で、本当に元気に走り回っている子どもたち、あそこを通ったとき何回か見るのですけれども、静内の子どもたちは幸せだなと思っています。ただ、公園の場所というのは、別のところに動かしてもそれは十分だと思うのです。この公園のことは、多分公園がキーポイントなのだろうなと思っているのですけれども、このこうせい公園については病院の敷地の候補地からは除外するよと、候補地としないよという決定はなされていたのでしょうか。

○議長(福嶋尚人君) 上田保健福祉部長。

○保健福祉部長(上田賢朗君) このこうせい公園の場所、除外とかということではなくて、最初から候補地として一定の面積、向こうから今ある敷地よりも広い面積が必要というふうなこともありましたので、その時点でこういった部分というのは最初から入っていなかったこととなりますので、除外する、しないという以前に都市公園としての機能がございましたので、その時点で最初から入っていなかったというところでございます。

○議長(福嶋尚人君) 13番、川端君。

○13番(川端克美君) そうしますと、町のほうで公有地、民有地合わせて13か所提案したと、紹介したということなのですけれども、全ては今ある敷地よりも広いところということになっていたのですか。

○議長(福嶋尚人君) 上田保健福祉部長。

○保健福祉部長(上田賢朗君) 基本的には、今よりも広い場所を民地かかわらず選定して、紹介したということでございます。最終的に残った場所、これにつきましても今の現有の病院の近くというところで、今の病院よりも広い面積のところを紹介したというところでございまして、そこが最終的に最後まで残ったというふうなことでございます。

○議長(福嶋尚人君) 13番、川端君。

○13番(川端克美君) こうせい公園、場所的によく分かるのですけれども、よく通るところなの

で、分かるのですけれども、病院敷地と、今ある病院と道路1つ隔てて公園があるわけですから、その公園と例えば道路を廃止して一体化すれば、十分機能は果たしていけるのだと思うのです、機能面からいうと。一つ一つ単独で見たらそうなのですけれども、今よりは小さいということになるかもしれませんが、そういったことも踏まえて、あとはどうすれば残っていただけるかというようなところからの判断が働いてくるのだと思うのですけれども、言われたこと、要望されたことは全て応えて言ったから、あとは相手様の考えだということになったのでしょうか。

○議長(福嶋尚人君) 上田保健福祉部長。

○保健福祉部長(上田賢朗君) 前段で申された道路を廃止して、こうせい公園とくっつけてというところは、全然考えてもございません。最初の話の中で、今の徳洲会病院さんの敷地の中で建て替えて可能ではないのでしょうかねというお話は町長のほうからもしてございます。ただ、面積が狭くなるので、それは無理なのだということ、また今のところよりも広い最終的に残った場所、こちらについては、今徳洲会病院さんのほうで透析の治療する中で水を大量に使うということでしたので、井戸を何本か掘ってございます。それと同じ水脈を取れるような場所が最後まで残りました。法人本部のほうの担当部長さん来られて話しした中でも、ここはすごくいい場所ですねというふうなこともお話もございましたので、そういったところが最後まで残ったというところでございます。

○議長(福嶋尚人君) 13番、川端君。

○13番(川端克美君) 今部長答弁された最後のくだり、よく分からないのですけれども、もう少し分かりやすいように説明していただけますか。

○議長(福嶋尚人君) 上田保健福祉部長。

○保健福祉部長(上田賢朗君) 最後まで残った場所というのが近くの場所、今の場所と近くであったところで地盤もよかった。水脈も今徳洲会病院さんが使っている井戸と同じような水脈が使えるような場所であったということの中で、本部の方と現地で話しする中でそういった部分がすごくいい場所ですねというふうなお話はございましたので、今よりも面積が広くなるという部分もあったので、そういった話の中で最終的に残ったというふうな経過でございます。

○議長(福嶋尚人君) 13番、川端君。

○13番(川端克美君) そしたら、今までの話の中で、話があっち行ったりこっち行ったりというようなこともあったかと思うのですけれども、副町長が同じようなニュアンスの話をしていたというのは、そちらのほうの話なのですか、こうせい公園の話ではなくて。

○議長(福嶋尚人君) 副町長。

○副町長(田中伸幸君) 今上田部長が答弁したとおりの話でして、私も一緒に上田部長と現地で本部の方と立ち会いまして、ここの場所が通常の経営判断だとここになるのだろうねというお話も受けておりました。ただ、最終的にどうしても高台を望まれていたらしく、高台のほうに移転になった。そこで、最終的に確認したのですけれども、津波_____高台が、最後にそっちを選んだというお話でした。ただ、こうせい公園の、最初の川端議員の質問の中で町民から役場に言ったら断られたというお話しされましたけれども、そういうお話はどこから出たのか分かりませんが、もともとこうせい公園は公園こっちにやればいだろうというのが、一般公園と都市公園と全く違って、都市公園って北海道都市計画審議会のほうでも定められている公園で、用途廃止というのは簡単にはできるものではないのです。もしそこを望まれたとしても非常にハードルは高

くて、簡単にできるものではない。簡単に町道を廃止して、くつつければいいだろうというのは、見た目は簡単かもしれないですけども、その中には光ファイバーが埋まっていたり、水道管が埋まっていたり、下水道管が埋まっていたりするんで、そういう簡単な話ではないのです。もともとわさでは聞いていました。周りの近所の人々が散歩したらここいいよなという話はあるのだというお話は受けていましたけれども、正式に要望されたこともないですし、徳洲会のほうからもここがいいって言われたこともないですし、もともとこうせい公園は対象外ということで進んでおりました。ただ、上田部長と私の言い方が違うのではないかというのはそれはなくて、全く同じことを答弁しているつもりでございます。

○議長(福嶋尚人君) 13番、川端君。

○13番(川端克美君) この件についてはこれくらいにしたいと思うのですけれども、今副町長おっしゃったことは本当のことなのですか。これ以上はないよと、これが本当のことだよということによろしいのですか。

○議長(福嶋尚人君) 田中副町長。

○副町長(田中伸幸君) うそか本当かって言われますと、議場でうそつくと大変なことになりますので、本当です。

○議長(福嶋尚人君) 13番、川端君。

○13番(川端克美君) 分かりました。

そしたら、次というか、もう一つ、例えば要望があったにしても、そこは都市公園の中の公園だから、それは難しいですということになるということですね。

○議長(福嶋尚人君) 田中副町長。

○副町長(田中伸幸君) 要望が強い要望で、どうしてもそこに建てば残れるというようなものでしたら、それをクリアするのにどうしたらいいだろうかという方法は検討していくべきものだと思うのですが、そもそも面積が今の敷地よりもかなり狭いのです、こうせい公園は。なので、それ以上大きな面積を求められていますので、上田部長答弁のとおり最初からここは除外しておりました。

○議長(福嶋尚人君) 13番、川端君。

○13番(川端克美君) 全部関連していくのですけれども、次に進みたいと思うのですけれども、これ何回も見ていますよね、防災マップ。令和5年2月に町が作った防災マップです。これは全戸配布されていますので、徳洲会の場所がどのぐらいの津波の高さが想定されているのか、町立静内病院がどのぐらいの高さに津波が想定されているのか分かっていますよね。その上で、災害医療、津波が来たときにはどうしよう、先ほど事務長いろいろ対策会議とか対策の方針とか決めているのだということなのですけれども、塩水につかったというか、ただ単につかるわけではないですよ、津波があったときには。ほとんど破壊されていると思うのですけれども、そういった中でどういった医療ができるのかな、医療を町民に提供するために何が必要なのかな、そういったところから全ての医療対策というのが進められていくと思いませんか。どう考えたのですか。答弁求めます。答弁をお願いします。

○議長(福嶋尚人君) 上田保健福祉部長。

○保健福祉部長(上田賢朗君) 議員おっしゃっているのは、大規模災害が起きて、大津波が来てというふうな被災の状況を想定しているとは思っています。その中で、そういった大規模災害が起

きたときに町立病院を含めまして町内、管内の医療機関がどこまで現状を保っているのかというところがまずあると思います。幹線道路、こちらも家の倒壊ですとか電柱が倒れただとかで通れるかどうか、そういった問題もあると思います。今北海道のほうで管内の中で地域災害拠点病院というものを指定してございます。この病院というのが重傷者、そういった方を受け入れる病院というふうな位置づけで北海道の中で何か所かあるのですけれども、それが管内であれば浦河日赤さん、こちらのほうが管内でそういった拠点病院の一つになってございます。そのほかこの近くになりますと、東胆振の苫小牧市立病院、王子総合病院、この2か所が拠点病院というふうなことの位置づけになりまして、重傷患者というのはそちらのほうに運びますというふうな手続、流れになってございます。そうなったときに、徳洲会さんがあったとしてもそこで重傷者受け入れできるかという問題もございます。今の通常の医療の中で、重傷の方というのは大きい病院に転送しているというふうなことがございます。ということは、今の病院の中で対処できないような重傷な方というのは診れませんので、町立病院も含めてですけれども、そういった方というのは大きい病院に運んでいるというのがでございます。となれば、そういった大規模な災害になったときに重傷者の受け入れというのはまずそういった拠点病院のほうに運ぶというふうな流れになるかと思えます。では、町内の医療機関は何をするのかってなりますと、軽傷者の方の手当てですとか、避難所だとか負傷者を収容している場所に赴いて、医師や看護師が手当てをするですとか、来られる方は病院のほうに来ていただいて、手当てをするというふうな役目になってくるのかなというふうなことは考えてございます。ですので、そういった重傷者だとか重い方というのは大きいところに運んでいく、それ以外の方というのは地域の先生を中心としたスタッフの中で賄うというふうなのが想定されるのかなというふうな考えでございます。

○議長(福嶋尚人君) 13番、川端君。

○13番(川端克美君) そのとき町立静内病院というのは、どういう役割ができると思いますか。5メートルあるいは10メートルという津波が想定されている。これは、総務課が作った資料ですよ。これです。令和5年2月に。どんな連携の中で町民の命に関しては対策が取られているのですか。ここ通告しているのは災害対策でないですから、深入りしようとは思いませんけれども、あまりにもこれはこれ、これはこれで、ほとんど役に立たないのでないかなって思って聞いていました。医療の器具、機材、本当に津波があったときに何の役にも立ちません。30分で来るのですから。入院している患者さんの命をどう助けるか、それだけで手いっぱいだと思うのです。ですから、医療インフラをしっかりと用意する、保全する、このことを一番先に考えなければいけないのでないかって僕は思っているのです。その辺りが全ての発想の始まりになると思うのです。あと、令和30年まで40%の地震ですから、それに関わって津波が必ずしもあるかどうか、それは分かりません。分からないけれども、最大限の想定をして対応してくださいというのが中央防災会議の指示です。指示というか、国の意向です。そのときいや、これはこれなのだ、あれはあれなのだという話にはならないのだと思うのです。ですから、2番目のほうの町政執行方針のほうでも質問したのですけれども、町長の裁量権、総合調整権と職員の裁量権とは全く違うのです。そのところ、医療に関してでいいのですけれども、実際にできると考えますか。答弁してください。

○議長(福嶋尚人君) 上田保健福祉部長。

○保健福祉部長(上田賢朗君) 実際に災害が起きたときにできるかできないかではなくて、対応

しなければならぬのです。機械が使えないから治療できないという言い訳は通用しない。それは現実としてありますから、それが医者がその環境においてどこまで対応できるかは正直分かりません。ただ、機械がないからできないということではなくて、その場で最善を尽くすのです、人の命を守るために。機械のことさっきからおっしゃっていますけれども、当然被災すれば機械は使えません。それは当たり前のことです。ただ、機械が使えなくてもできる手当てってあるでしょうから、そういったものを医師なり看護師なり、そういったスタッフの方々が最善を尽くして対応するというふうなことに尽きると思います。

○議長(福嶋尚人君) 13番、川端君。

○13番(川端克美君) もちろん部長言うとおりでと思います。その場になったらできることに全力を尽くす。ただ、そうならないために事前に対応していく。そして、医療インフラをしっかりと新ひだか町の医療インフラとして徳洲会病院も含めて確保していく、こういった考え方がなければやっていけないと僕は思っています。ですから、そうなったときにそうするというのは当たり前の話で、それはそのとおりでと思います。もう一回ちょっと確認します。津波のことを想定しながら病院としては対応していく対策を立てているということですね。

○議長(福嶋尚人君) 上田保健福祉部長。

○保健福祉部長(上田賢朗君) 壇上でお答えした計画、それも当然有事の際の対応の計画になってございます。議員おっしゃられるような備えての計画になってございますので、そういったものを想定しながらの対応をしていくというふうなことの計画はもうつくってございます。避難訓練等々もしてございます。当然火災の避難訓練ですとか地震の避難訓練ですとか、そういったものを想定しながらの避難訓練をしてございますので、何かあったときにはすぐ動くというふうな体制はできているのかなと思います。ただ、実際に大津波が来たとき、想定の中では30分で第1波が到達するというふうなものでございます。夜中に起きたときに家にいる職員が病院のほうに登庁してきます。大体30分前後で病院のほうに来るような時間帯になると思います。このときに気をつけてくださいねって私のほうから職員のほうに申し上げているのが、何でもかんでもすぐ来るのではなくて、津波警報が出たのであれば一旦ちょっと安全な場所で待っていてくれと。津波の状況を確認してから病院に来てください。そうでないとスタッフ全員津波にやられますので、その辺は気をつけてくださいねというお話と、あとそういう状況になれば施設にいる職員でしか対応できないので、施設にいる看護師、夜中であれば当直している職員、こういった方々で入院されている患者さんを守ってくださいというふうなお話をしてございます。ですので、そういったものを何も考えていないではなくて、何かあったときにはこう動きましょうねという確認は都度させていただきながら、そういった計画も持って今後も避難訓練を行っていくというふうな考えでございます。

○議長(福嶋尚人君) 13番、川端君。

○13番(川端克美君) 十分考えているということで、少し安心するところでもあるのですが、30分以内の到達ということであれば、ほぼ無理だということですよ。だから、当然対策は対策として、どこまでできるかは別にして、していかなければいけないのはもちろんそうなのですが、しっかりと現実に対応できるようなものになっているかどうかというのを検証はしていただきたいなと思います。

それで、3番のまちづくり懇談会での話になるのですが、町長が指示した。先ほどの答

弁の中でも具体的に何をどう指示したのかというのは明確に答弁されていなかったように思いますので、これについてももう一度お伺いしたいと思います。

○議長(福嶋尚人君) 上田保健福祉部長。

○保健福祉部長(上田賢朗君) 町長からの指示につきましては、しっかりと対応できるように考えてほしいというふうな指示でございます。その指示を受けて、各院長がどういった体制を取ればいいのかというのをこれから考えていく中で、私のほうからも院内会議とかで町長からこういう指示が出たので、それぞれのスタッフのところはどういった対応が必要なのだというのを考えてほしいというふうなお話をさせていただきました。その中で、こういった対応をしなければ駄目ではないのかというようなもの、いろいろなもの出てくると思います。機材をそろえてほしいですとかスタッフを増やしてほしいだとか、そういうふうな意見はいろいろ出てくると思います。それが出た中でどういったものが収支を考えたときにどこまで対応できるのだろうかというのが現実問題として対応しなければなりませんので、それはいろいろな考えが出た中で整理して、対応していくとなりますので、町長からいただいた指示というのは総体の考えてほしいというふうな指示でございます。

○議長(福嶋尚人君) 13番、川端君。

○13番(川端克美君) 町長からは小松院長に指示したというお話もあったので、もう少し具体的な指示があったのかなとは思ったのですけれども、取りあえず住民を安心させるための言葉だったと受けておきます。

次に、病院経営の強化プランに関わることなのですが、先ほどから随分取り越し苦労みたいなこと言って、職員の皆さんには、担当課の皆さんには若干不愉快な思いもさせているかもしれませんが、今の町立静内病院が建築されてから35年程度たっているのかなと思いますけれども、正確には分かりません。これから25年先、30年以内という28年先ぐらいなのかもしれないのですが、安全を見越して移転をします。今すぐそんなことは考えられないかもしれませんが、長期的にはこうして町民の安全を守っていくのだと。当面はこうしていこう。津波ですから、こうしていこうなんていう具体的に有効な手だてってあるとは思いませんけれども、それについて考えていかなければいけないかなと現状思っているのかどうなのかちょっと町長から答弁いただきたいなと思います。

○議長(福嶋尚人君) 上田保健福祉部長。

○保健福祉部長(上田賢朗君) 今の施設につきましては、建ててから二十五、六年だったと思います。平成七、八年、平成十年のちょっと前だったと思いますけれども、そのぐらいですので、今まで一切手かけなかったものですから、今ここ数年かけて大規模改修しているところでございます。ですので、今の病院の施設につきましては、当分の間まだあの場所で使っていきたいというふうな考えでございます。その後、例えばもし移転改築になればそういった話題も出るでしょうし、町民が通いやすい場所に建てて、そういった浸水にも対応できる建物、そういったものを建ててほしいというふうな話題も出るでしょうし、それはそのときの状況によって変わるのかなと考えてございますが、まだ当分の間今の施設を利用していくという考えでございます。

○議長(福嶋尚人君) 13番、川端君。

○13番(川端克美君) 今の施設を利用というのも現段階ではそう答弁するしかないのかなとは思いますが、命に関わることですから、なるべく早く移転に向けても検討をしていただき

たいなと思うわけです。私本当にこんなことなんて言いたくなかったのですけれども、やっぱりここ静内市街地、一万五、六千はいると思うのです、津波の影響を受けるところに。大変心配するのです。ですから、こんなふうなことも言うのですけれども、なるべく早く移転計画を持って検討を始めたらいいかなと思っています。それ思っているということだけ言っておきたいと思えますけれども、次にあんまり時間ないので、町長の町政執行方針について若干伺っておきたいのですけれども、まず先ほど、その前にちょっとまた戻って申し訳ないのですけれども、町長はこの件に関してあまり町民に説明するという考えはないように見受けているのですけれども、この件についてどう、議会で十分に話ししているし、ユーチューブで聞いているからいいだろうということていきますか。その辺りについてお伺いしたいと思います。町民に何らかの説明をするのかどうかです。

○議長(福嶋尚人君) 上田保健福祉部長。

○保健福祉部長(上田賢朗君) 今回の日高德洲会病院の移転の関係をとのお話だと思うのです。それにつきましては、どこかのまちづくり懇談会の会場でも聞かれたのです。そのときにお答えしたのが、あくまでも一法人が拠点を移すというふうなお話でございますので、それを町が説明会を開いてお話しすることにはなりませんので、それにつきましては説明会を開いてまで御説明するというふうなことは考えてございませんというお話をさせていただきました。

○議長(福嶋尚人君) 13番、川端君。

○13番(川端克美君) またちょっと戻ってしまったのですけれども、一法人という言葉はなるべく使ってほしくなかったなと思うのです。というのは、千歳市でラピダス、今建設進められていて、そして実際に生産活動も入っていることに近々なるのですけれども、それに対して国は大変なお金と、国や北海道、それから千歳市等々も大変な支援をしています。一法人、それは見方、考え方なのです。命を守る大きな病院のことを一法人と扱っていいのかどうなのか、私はこれについて随分と疑問を持っています。最後に、このことについてちょっと考え方をもう一度お伺いしたいと思うのですけれども、先ほども言いましたように、町長の裁量権と職員の裁量権というのは全く違うと思っています。町長の裁量権と職員の裁量権、考えが同じだということだったら町長なんて要らないですから、その辺りの区別は職員の皆さんもしっかりしていただきたいと思います。

○議長(福嶋尚人君) 田中副町長。

○副町長(田中伸幸君) 一法人という、先ほどから災害時の川端議員の考え方を伺っておりましたが、先ほど上田部長からもちょっと話が出たのですけれども、北海道は医療圏を組まれていて、ここの辺りは日高医療圏という医療圏域の中で医療について対策を北海道全体で練ってっております。その中で、大規模災害に遭ったときの拠点病院は浦河日赤と位置づけられております。それがあから、今年度の予算にも上げさせていただいておりますけれども、様々な支援金を浦河日赤に出しております。日高德洲会が幾ら大きな病院だったとしても、残念ながら日高医療圏の中では拠点病院には今のところはなり得ておりませんので、災害時にそこに人が集中するだとか何とかという仕組みにはならないような状況になっております。なので、一法人という定義は、私たちは共通の認識でおります。

○議長(福嶋尚人君) 川端君、時間です。

[何事か言う人あり]

○議長(福島尚人君) 時間。

[何事か言う人あり]

○議長(福島尚人君) いや、終わりますって……。

川端君。

○13番(川端克美君) ちょっと時間を超過して申し訳なかったのですが、これで私の質問を終わります。

○議長(福島尚人君) 暫時休憩いたします。10分程度休憩します。

休憩 午後 1時33分

再開 午後 1時42分

○議長(福島尚人君) 休憩前に引き続き一般質問を継続いたします。

6番、城地君。

[6番 城地民義君登壇]

○6番(城地民義君) それでは、一般質問させていただきます。2点について質問させていただきます。

最初に、1点目ですが、「新ひだか町公共下水道事業静内汚水処理区域内外に隣接する浄化槽放流水の公共水域の水質保全と管理実態及び面整備計画の見直しについて」御質問させていただきます。それで、静内地区の公共下水道は、単に居住環境の改善や公衆衛生の向上のための基幹的施設であることにとどまらず、河川、_____、前浜等の公共水域の水質保全のために欠かすことのできない根幹的施設として必要であり、当地においては平成元年から静内終末処理場で供用開始をしている経緯でございます。しかし、現状を見ますと、既存住宅団地化した地区が都市計画区域の中にありまして、公共下水道処理区域内の污水管未整備地区と隣接しているにもかかわらず、処理区外の污水管未整備地区があることから、従前より面整備見直し実施計画策定について求めていたところでございます。この件については、私どもも令和3年度に関連で質問をさせていただいております。そこで、公共下水道未整備地区周辺の住宅立地状況を鑑みますと、一部住居地区では浄化槽にて汚水処理されておりました、これは町道の雨水排水管や水路に放流されておりまして、これは普通河川に最終的に流出しているが、関連するこれらの実態から次の件についてお伺いをいたします。

1点目でございますが、公共下水道事業の全体計画区域内の住居地未整備区域内、この中で特に中野町地区の南3丁目エリアと南4丁目エリアの一部に住居地区が点在しているのが現状であります。これらについてをまずお伺いをしたいと思います。

1点目、住居戸数とそのうち住居団地ごとの単独浄化槽、合併浄化槽の設置戸数についてをお伺いしたいと思います。

2点目、浄化槽からの放流水先、先ほど申しあげました町道雨水管接続箇所、水路接続箇所、あるいは場所によっては地下浸透方式の場所、これらの区分数と状況についてをお伺いしたいと思います。

3点目、浄化槽の管理実態の把握と放流水質基準の確認方法はどのようにされているのかをお伺いしたいと思います。

次に、2点目でございますが、1番目と同様でございますけれども、公共下水道事業の全体計

画区域、今度は外の住居地未整備地域のうち同じく中野町の場所は南3丁目のまきばの里という通称名になっておるようでございますけれども、この地区の現状について同上のとおりの実態をお伺いしたいと思います。

3点目でございますが、過去の既存市街地地区周辺の住宅立地状況を踏まえ、汚水管渠面整備計画実施区域として取り組むべきではなかったのかと考えるが、どういう経緯になっているのかをまずはお伺いしたいと思います。

最後の4点目です。公共水域の水質保全のため、現状を踏まえ汚水管渠整備の見直しを図り、汚水処理普及率の改善に向けた取組をし、いわゆる持続可能な公共下水道事業の運営に努めるべきと考えますが、お伺いをしたいと思います。

以上、1点目については御質問でございます。

次に、2点目でございます。2点目につきましては、国の水田活用直接支払交付金制度の見直しの方向性に関する当町としての取組についてをまずお伺いしたいと思います。御承知のとおり、国は水田政策の見直し方向を現在取組の柱となっている水田を対象とした支援としている水田活用直接支払交付金制度、これからは水活と言わせていただきます。制度を見直しし、水田と畑にかかわらず作物としての生産性の向上を支援する政策にこのたび転換するとされております。この見直しの基本は、水田を対象としているいわゆる水活を作物ごとの生産性向上を支援する政策に転換し、2年後の令和9年度から実施することにしておりまして、2年後の令和9年度以降は今まで政策的に進められていた5年に1度の水張りは、この要件はなくなるということでございます。この新制度になるまでの間にまた1つ条件がありまして、令和7年から令和8年、現制度の追加ですが、令和7年と令和8年度も連作障害を回避するいわゆる土壌改良剤、あるいは堆肥の投入、病害を予防する薬剤の投入などを実施していれば、水張りはしなくてもこの交付金の対象にするということでございます。さらには、この水活は水田フル活用政策であったが、畑地、いわゆる水田から畑地化も含む、も対象に農地をフル活用する政策を令和9年度から展開するとなっております。このほかに水活のうち産地交付金というものがございまして、産地交付金については現場の実態と課題の調査を検証した上で水田、畑にかかわらず、いわゆる中山間地域等の条件不利地域を含めて、地域の実態に応じて産地形成の促進をする仕組みを改めて見直しをするというような政策となっております。

そこで、質問でございますが、国の水田転作支援見直しの方向性、これらの方向性を踏まえまして、次のとおりお伺いをいたします。3点でございます。

1点目、町として農業振興策のため現在水活制度の取組課題を精査していただきまして、関係者及び関係機関との協議を早急に図るべきと考えるが、お伺いをしたいと思います。

2点目でございます。現在の水活制度対象農家戸数、面積、交付額と見直し水活制度の対象農家戸数と同じく面積、交付額の見込みの推移をお伺いしたいと思います。ただし、これについては、J Aしずない地区とJ Aみついし地区について区分をお願いいたしたいと思います。

3点目、このたびの見直しの基本は、主食米、飼料用米、麦、大豆、小豆、それから青刈りトウモロコシなどの作物ごとの生産性向上を支援する手法への転換を目指すこととなりますが、現段階での当地区の作物ごとの見込み農家戸数、面積の推移をお伺いしたいと思います。これにつきましてもJ Aしずない、J Aみついしごとに答弁をお願いしたいと思います。

以上、2点について御質問いたしますので、御答弁方よろしくお伺いしたいと思います。

○議長(福嶋尚人君) 丸山上下水道課長。

〔上下水道課長 丸山 薫君登壇〕

○上下水道課長(丸山 薫君) 城地議員からの御質問の大きな項目の1点目、「新ひだか町公共下水道事業静内汚水処理区域内外に隣接する浄化槽放流水の公共水域の水質保全と管理実態及び面整備計画の見直しについて」御答弁申し上げます。

初めに、1点目の全体計画区域内の居住地未整備区域のうち中野町地区の現状でございますが、住居戸数とそのうち住居団地ごとの単独合併浄化槽設置戸数につきましては、住居戸数が110戸で、単独浄化槽設置数は2基、合併浄化槽設置数は17基、合計で19基となっております。

次に、浄化槽からの放流水先の区分数と状況でございますが、放流水は道路等の側溝14基、河川1基、既設配水管3基、雨水管1基となっております。

続いて、浄化槽の管理実態の把握と放流水質基準の確認方法でございますが、浄化槽の管理実態の把握については、「浄化槽法」第10条により浄化槽管理者は毎年1回の保守点検及び清掃が義務づけられており、また同法第11条においては毎年1回の水質検査が義務づけられておりまして、この水質検査の結果につきましては検査実施機関であります公益社団法人北海道浄化槽協会から報告を受け、管理実態を把握するとともに、放流水質基準等を確認してございます。

御質問の2点目、全体計画区域外の居住地未整備区域のうち中野町まきばの里地区の現状でございますが、住居戸数とそのうち住居団地ごとの単独、合併浄化槽設置戸数につきましては住居戸数53戸で、全てが合併浄化槽を設置してございます。

次に、浄化槽からの放流水先の区分数と状況でございますが、放流水については道路等の側溝53基となっております。

続いて、浄化槽の管理実態の把握と放流水基準の確認方法につきましては、1点目の御質問と同様となりますが、「浄化槽法」第10条により浄化槽管理者は毎年1回の保守点検及び清掃が義務づけられており、また同法第1条においては毎年1回の水質検査が義務づけられておりまして、この水質検査の結果につきましては検査実施機関であります公益社団法人北海道浄化槽協会から報告を受け、管理実態を把握するとともに、放流水質基準等を確認してございます。

続きまして、3点目、過去の既存市街地地区周辺の住宅立地状況を踏まえ、污水管渠面整備計画実施区域として取り組むべきではなかったのかと考えるが、いかがかと4点目、公共水域の水質保全のため、現状を踏まえ污水管渠整備の見直しを図り、汚水処理普及率の改善に向け取り組み、持続可能な公共下水道の運営に努めるべきではにつきましては関連がございますので、併せて御答弁申し上げます。静内地区の公共下水道につきましては、昭和54年に分流式下水道として初回の事業認可を受け、順次事業計画区域を拡大し、現在は555.7ヘクタールの用途区域内のうち524ヘクタールを事業計画区域として、污水管及び雨水管の整備を進めております。公共下水道事業については、都市計画法の都市施設として位置づけられていることから、都市計画用地地域を下水道事業計画区域として整備を進めてきたところであり、御質問の静内中野町地区の既存市街地地区周辺については、整備計画とする下水道事業計画区域には位置づけておりません。また、下水道事業計画区域の区域外については、合併浄化槽による水洗化が進められており、一方では三石歌笛地区や静内入船地区などにおいては下水道整備後も水洗化が進まない状況もあるほか、人口減少による市街地の空洞化や高齢化が進む状況などの社会変化に応じることや下水道事業会計の運営状況と町の財政状況などを鑑みまして、現在においては整備計画とする下水道事業計画

区域の拡大については考えていないところであります。今後も良好な生活環境づくりとして整備計画に基づいた水洗化率の向上を図るとともに、持続可能な公共下水道の運営につきましては現在中期の投資財政計画を反映した新たな経営戦略を作成しているところでもありますが、引き続き経費の効果や平準化に努め、使用料の見直しも考慮しながら経営の健全化に向け努力していきますので、御理解いただきますようよろしくお願いいたします。

○議長(福嶋尚人君) 及川農政課長。

[農政課長 及川敦司君登壇]

○農政課長(及川敦司君) 城地議員からの御質問の大きな2点目の「国の水田活用直接支払交付金制度の見直しに関する町としての取組について」御答弁申し上げます。

1点目の町として農業振興策のため現在の水活制度の取組課題を精査し、関係者及び関係機関との協議を図るべきと考えるが、いかがかでございますが、水田活用の直接支払交付金を含めた経営所得安定対策制度につきましては、国の「経営所得安定対策等実施要綱」に基づき市町村等の地域段階において農業再生協議会を活用し、行政と農業者団体等が連携した取組を進めることとしております。そこで、新ひだか町では静内地区、三石地区それぞれにおいて静内農業再生協議会、三石農業再生協議会を設置してございまして、その構成員は町農業協同組合、農業委員会、土地改良区のほか、各農業振興団体等となっております。この農業再生協議会では、毎年総会を開催し、水田活用の取組方針を設定した水田収益力強化ビジョンの協議を行っているところですが、令和6年度におきましては水田活用の直接支払交付金の見直しによる畑地化促進事業の申請が多数を占めている状況を鑑み、改めて情報共有を図るため昨年の12月26日に意見交換会を開催しているところございまして、令和6年度の交付金の交付内容や令和7年度の交付金の制度内容について協議を行ったところであります。また、本年1月31日には農林水産省から令和9年度以降の水田政策の方向性が示されたところございまして、今後におきましても必要に応じて情報共有を図るとともに、協議、意見交換の場を設けてまいりたいと考えております。

次に、2点目の現在の水活制度対象農家数面積交付額と見直し水活制度への対象農家数、面積、交付額の見込み推移はでございますが、初めに令和6年度の交付実績ですが、静内地区では交付対象者305件、対象面積は戦略作物助成が5,740アール、畑地化支援が2万5,306アール、定着促進支援が7万9,998アールの合計11万1,044アール、交付金額は5億3,225万3,400円となっております。三石地区では、交付対象者284件、対象面積は戦略作物助成が1,411アール、畑地化支援が1万8,242アール、定着促進支援が13万291アールの合計14万9,944アール、交付金額は5億2,030万6,600円となっております。

次に、見直し後の制度における対象農家数、面積、交付額につきましては、現時点では農林水産省から概要のみが示されているところございまして、水田を対象とする制度から作物ごとの生産性を支援する仕組みへと大きく転換する方向性を示しており、令和7年度中に施策の詳細を固めるとしております。このことから、見直し後の制度内容は不明でありますので、見直し後の制度における対象農家戸数、面積、交付額についてはお答えすることが難しい状況でございますので、御理解をお願いいたします。

3点目の見直しの基本は作物ごとの生産性向上を支援する手法への転換を目指すこととなるが、現段階での作物ごとの見込み農家戸数と面積の推移はでございますが、令和6年度の主要作付面積は静内地区では水稻で20軒、7,288アール、野菜で60軒、3,478アール、花きで5軒、276ア

ール、飼料用牧草で292軒、8万8,795アールなどとなっております。三石地区では水稻で31軒、1万678アール、野菜で33軒、484アール、花きで49軒、1,314アール、飼料用牧草で267軒、13万3,203アールなどとなっております。今後の推移につきましては、水稻の作付面積が徐々に減少し、飼料用牧草への転作が進んでいることから、大きな流れとしては変わらないものと考えておりますが、現在新規就農研修を行っておりますミニトマト、花きの研修生が複数いることから、その方々が就農する際には一定の作付面積が増えるものと考えておりますし、転作地に限らず小豆やバレイショ等の新たな畑作物の栽培に取り組む農業者も出てきているため、畑作物においても今後作付面積が増える可能性があるものと考えております。

○議長(福嶋尚人君) 6番、城地君。

○6番(城地民義君) 答弁、まずありがとうございました。それで、最初の下水道の関連の浄化槽の関連ですけれども、数字聞き取れなかったのも、質問とちょっと区分がされていなかったのも、私のほうでまず1点目のほうの全体計画区域内の住居未整備地区の内の中野地区、これの南3丁目と南4丁目ということでお願いしたのですが、これ先ほどの数字では単独浄化槽が2基、それから合併浄化槽が17基ありますよと。そして、トータルで19で、全体としては1番の質問では110戸の居住者がいるということでの確認と、それからそのうち南3丁目エリアの市街地区と南4丁目の市街地区の区分が分かれば教えてください。

○議長(福嶋尚人君) 中山生活環境課長。

○生活環境課長(中山雄一郎君) 合併浄化槽のほう、生活環境課のほうで対応していますので、私のほうで御答弁させていただきます。

数字、設置浄化槽数、単独浄化槽が2基、合併浄化槽17基の合計19基ということで間違いございません。住居戸数でございますが、こちらも110戸で間違いございません。それと、議員おっしゃられていた区域別の数字について今押さえておりませんので、申し訳ございません。

○議長(福嶋尚人君) 6番、城地君。

○6番(城地民義君) 今の段階で区域を押さえていないということですが、分かれば南3丁目のエリアと南4丁目のエリアのうちどっちの土地のほうがウエートが多い。もう少し浄化槽されているといたのだけれども、間違いはない。

〔何事か言う人あり〕

○6番(城地民義君) 地番。地番のこと言っているのだ。

○議長(福嶋尚人君) 城地君、新ひだか町南何丁目とかって_____……

○6番(城地民義君) 地番って南3丁目何番地っていわゆる南3丁目……

○議長(福嶋尚人君) そもそも南_____。

〔何事か言う人あり〕

○6番(城地民義君) そうか。3丁目でも4丁目と同じだ。3丁目でも4丁目も同じだけれども。

○議長(福嶋尚人君) 分かりますか。

丸山上下水道課長。

○上下水道課長(丸山 薫君) 世帯数につきましては、中野町1丁目の向かい側、市街地に近いほうといいますか、そちらにつきましては51戸、110戸のうちの内訳です。ボウリング場のところが59戸となっております、浄化槽の設置数、ちょっと個数については今分からないのですけれども、市街地の51戸のほうの世帯のほうが多いということになってございます。

○議長(福嶋尚人君) 6番、城地君。

○6番(城地民義君) _____1点目だから。それで、単独浄化槽、合併浄化槽、2の19ということなのですが、私今聞いてびっくりしたのだけれども、単独浄化槽はそっちでどう捉えているのかもしれないけれども、単独浄化槽については平成13年度以降は新設は禁止されていますよね。そして、これを速やかに合併浄化槽にするということで、国のほうでは行政指導するようになっております。それで、水質汚濁あるいは悪臭の原因になるのではということなんです。まず、平成13年に廃止、駄目だよということになっておりますので。そして、令和元年に浄化物の改正いたしまして、合併浄化槽に下さいよと、こうなっているのですが、しなかったという指導的なものはどうということなの。しなかったというのは、分からないでしなかったのか、それとも現状どうなっているのか、そこまず教えてください。大切なことですから。

○議長(福嶋尚人君) 中山生活環境課長。

○生活環境課長(中山雄一郎君) 議員おっしゃるとおり、今合併浄化槽、単独浄化槽という言葉自体が法律上はございません。旧の単独浄化槽といいますか、これもまだ既存残っております、みなし浄化槽という形で法律上もこの部分の規定は残っております。議員おっしゃるとおり、合併浄化槽のほうは衛生面という部分もありますけれども、まだ一定数町内においては単独浄化槽も残っている状況でございます。設置者の経済的な部分の問題等もございますので、これを更新となればもちろん合併浄化槽に今はするしかないという現状なのですが、依然として残っている部分は一定数あるということで町としては認識しております。

○議長(福嶋尚人君) 6番、城地君。

○6番(城地民義君) その程度の答弁になってしまうのかな、そしたら。管理は生活環境課でやっているのだね、浄化槽の窓口は。下水道では一切タッチしていないのかな。その点どうなのですか。

○議長(福嶋尚人君) 中山生活環境課長。

○生活環境課長(中山雄一郎君) 設置の届出と検査等の関係については、生活環境課のほうで対応しております。浄化槽の管理につきましては、浄化槽管理者が行っているということで御理解いただければと思います。

○議長(福嶋尚人君) 6番、城地君。

○6番(城地民義君) 行政の区分があれば仕方ない。それで、これは先ほど言ったように、単独浄化槽については国では特定既存単独槽に対する取組の調査も入れてやっているのだけれども、先ほど聞いたのだけれども、今一般質問では都市計画区域内、いわゆる静内処理区のエリアだけれども、ちょっと逸脱するかもしれない。大事なことから、いいですか、1点だけ、議長。

○議長(福嶋尚人君) 通告内ならいいです。

○6番(城地民義君) 内だけれども、関連ありますから。大事な……

○議長(福嶋尚人君) 通告内の質問してください。

○6番(城地民義君) それで、単独槽はほかのエリアでも、単独槽だ。合併浄化槽は農家やっている。今のあれはほかのエリアにも関連であるという。箇所数はいいです。あるのかもしれないという_____ですか。それだけ教えてください。

○議長(福嶋尚人君) 中山生活環境課長。

○生活環境課長(中山雄一郎君) 単独浄化槽につきましては、ここ以外のエリアも含めて一定数、

ちょっと今どこのエリアに何基とまでは押さえていませんけれども、設置はされております。

○議長(福嶋尚人君) 6番、城地君。

○6番(城地民義君) 分かりました。それで、先ほどから言ったように、法的にもそういうふう
に義務化されているので、来年度からは合併浄化槽にすれということですから、それに併せてい
わゆる台帳の整備だとか、それから浄化槽の適正な管理で協議会もつくりなさいとなっているの
です。だから、その辺り国の指導が間違いなくありますので、他の町村では一個人に任せても大
変な管理できないので、町が積極的に協議会をつくって、そういった浄化槽を造っている人方を
集めて、管理基準だとか何かをお知らせしても、もちろん経費もかかりますので、きれいな水を
川、海に流すという使命を守るためにやっていますので、今ここで私はどうこうと言いませんけ
れども、やはり忙しいかもしれませんけれども、大切なことですから、やっていただきたいと思
いますし、特に今回の静内処理区の分については早急に、相手方はおりますけれども、合併浄化
槽は町の補助制度もありますよね。それから、多分何か国でもオンしている部分があると思いま
すけれども、よく調べてやるべきだなと思っていますので、改めて確認をさせていただきます。

○議長(福嶋尚人君) 中山生活環境課長。

○生活環境課長(中山雄一郎君) 合併浄化槽の関係、台帳のお話もありましたけれども、現時点
で台帳管理につきましては北海道のほうで行ってございます。こちらにつきましては、数年かけ
て令和7年度から新ひだか町のほうで権限移譲を受ける形で、先ほど言いました報告等の届出も
全て基本的には北海道の事務を、議員おっしゃられるように、地元のほうで管理したほうがいい
ということで過去に受けてきております。今回台帳の整備のほうも先ほど言いました浄化槽協会
の台帳なりと北海道の台帳、突合をかけながら今整理をして、4月からうちのほうで管理をする
ようになっていきますので、そこに併せて今議員おっしゃられた法改正、制度改正のほうも確認
をさせていただきながら、適切な対応を進めてまいりたいと考えております。

○議長(福嶋尚人君) 6番、城地君。

○6番(城地民義君) よろしくお願ひします。

それで、放流先の件、次なのですが、その前に、ちょっと失礼いたしました。1に関連します
ので、一緒にやったほうがいいのかと思いますので。2のほうのまきばの未整備地区の中野町まき
ばの里、ここところが非常に、私もこちらに来て何年もたっていますので、見ているのですけ
れども、今聞きますと53戸全部が合併浄化槽でやっていますよということになっているのですが、
53戸やっている中での設置は何年にこれ、大体何年間計画でやっているのでしょうか。何年度ス
タートなのですか。何年から何年ぐらいまで、そのところ、何か話聞くと、答弁でなかったの
ですが、町が分譲してやった土地だということなのですが、その辺り町としてのやっぱり行政的
な責務もあるのでないかと思うのですが、その点責務は別にして何年にやって、何年頃スタート
してやっているのか、そこも教えてください。

○議長(福嶋尚人君) 田中副町長。

○副町長(田中伸幸君) まきばの里の助成はちょっと古いので、担当課、当時は契約管財課が担
当しておりました。平成4年に土地買収して、それから盛土と造成かけまして、分譲が、ちょっ
と正確には分からないのですけれども、平成6年、平成7年ぐらいからの分譲だったと思ってお
ります。それから5年以内に家を建ててください、建てるに当たっては合併浄化槽をつけてくだ
さいという条件で町のほうで売り出しております。

○議長(福嶋尚人君) 6番、城地君。

○6番(城地民義君) 副町長今答弁したから、関連で、全体で関連ありますから。

では、静内エリアの公共下水道事業、静内処理区、平成元年に供用開始したのでしょうか、供用開始。そして、今の副町長の答弁だと、_____分譲して、2か年計画で分譲して合併浄化槽を設置したというのですけれども、行政として、本来平成元年に供用開始して_____があるのだったら、なぜあれだけの市街地区で下水道やらなかったのかと。そこが、その辺りのところどうなのですか。

○議長(福嶋尚人君) 田中副町長。

○副町長(田中伸幸君) 行政としてどうだったかというのは、多分そのときの行政判断がありましたので、私のほうでよかったか悪かったかというお話はできませんが、当時もう下水道が供用開始しておりましたので、白地に町に分譲地を販売したということで、それが都市計画的に適切だったかどうかで考えたときに、三十数年前のことがよかったかどうかで考えたときにはちょっともう少し検討する余地があった……下水道に関してはです。下水道に関してもうちょっと検討する余地はあったのかな。ただ、私はそのときは一技師でございますので、造成にも関わってございませぬので、何とも言えませんが、当時のことを知っている人間が少ないものですから、私のほうから答弁させていただいておりますけれども、当時の行政判断がよかったかどうかというのはちょっと私のほうからお答えできませんので、御理解願いたいと思ひ

○議長(福嶋尚人君) 6番、城地君。

○6番(城地民義君) それで、次の、要するに浄化槽からきれいな水にして放流されるのですが、水質基準では構造的に_____微量で20以下で流しなさいということになっていますよね。これだけの年数たっていますのですけれども、先ほど聞いた課長からの答弁だと、町の雨水管につないでいるのが、最初の1番目の質問のやつが14か所、水路か何か1か所だったかな、その間1か所というのですけれども、_____例えば町道の雨水管に入れて、それから水路は多分土地改良の農業、水田が考えやすいかと思うのだけれども、この辺りの放流先の水質の管理というのか、それは町がやらなければならないと思うのだけれども、データは別にしても今現在どういうふうにしてやっているのですか。

○議長(福嶋尚人君) 中山生活環境課長。

○生活環境課長(中山雄一郎君) 壇上のほうでも少し御答弁させていただいておりますけれども、この清掃保守、それから検査につきましては町ではなく管理者、設置者の方が管理をするということがまず大前提でなっておりますので、ここが「浄化槽法」で年1回の清掃、それから水質検査が義務づけられております。ここの検査の中でももちろん水質が議員おっしゃられた基準を超えているようであれば、施設管理者のほうで改善をしていただくところが浄化槽のルールになってございます。

○議長(福嶋尚人君) 6番、城地君。

○6番(城地民義君) そのとおりだ。ただ、私の言っているのは、道路管理者として、あるいは水路の管理者は土地改良区だと思ひのですけれども、特に道路の雨水管につないでいるのが多分ほとんどだと思ひのですが、そこに流した後の道路管理者として町道の雨水管に流している状況は当然管理しなければならないと思ひのです、水質関係も含めて。それは現在もただ流しっ放しにしているのか、それとも定期的に保健衛生上のこと考えて、きちっと管理しているのかという

こと、最も大事なことなのですから、やっていないのならやっていないでいいです。

○議長(福嶋尚人君) 水谷産業建設部長。

○産業建設部長(水谷 貢君) 道路側溝などの接続に関してなのですが、浄化槽の流末を。最初設置する際には、専用取付け道路の申請をいただいて、適切に維持管理すると。法的なもの、義務づけられているものもしっかりと検査するというお約束の下で許可を出しているというところ。あと、そういったところを守っていくところについては、設置者のほうで管理していくというような形になるかと思しますので、町のほうで特段検査しているというところはございません。

○議長(福嶋尚人君) 6番、城地君。

○6番(城地民義君) それはそれでそのとおりのだけけれども、町道の管理者として、雨水管に流れているのだから、適宜状況を目視でもいいから見てやるというのも本来ではないのですかということ。それだけです。

○議長(福嶋尚人君) 水谷産業建設部長。

○産業建設部長(水谷 貢君) 年に多くはないのですが、異臭があるだとか、そういったときに役場のほうに御連絡いただいた際は現地を確認して原因等を確認したり、あと必要によっては清掃もかけているというようなところでございます。

○議長(福嶋尚人君) 6番、城地君。

○6番(城地民義君) 私なぜこう言うのかということは、地域の方から臭気があって、全てではないのですが、困っているのだという話しているものから、それは町道の雨水管につないでるところです。ですから、そういうのがあるので、やっぱり管理というのか、大事なことだと思つたので、質問させてもらったのです。それと、浄化槽の機能上の問題もあります。

それで、次に行きますけれども、こういったように浄化槽を設置することによって非常に下水道につながるエリアにもあるにもかかわらず、先ほどから答弁ありましたけれども、私が見ている段階では中野町ですか、中野町の一部集落と、それから町が分譲したまきばの里の中野町の一部、これは浄化槽でつないでいるのです。ですから、こういうところがあるのですから、やはり、しかも下水道の処理区域のエリアの側近、せいぜい現地の中でも200メートルから300メートルのエリアの中にあるのです、浄化槽をつけているところ。それから、下水道やっていないとか。ですから、公共下水道がすぐ隣接まで来ているのですから、汚水管を公共下水道事業で国の補助をもらって接続するべき、そのことが大事ではないかと思うのですが、それは先ほど質問の答弁に何かありましたけれども、早急にそれをやるべきではないのかなと私は思うのですが、それは経費的なものもあります。だけれども、こういうふうに市街地があって、下水道が整備されて、本管が来ていて、200メートルか300メートルのエリアの中で市街地が密集しているのに、下水道につなぐ整備をやっていないというところはあまりないと思います、私が見ているだけで。今すぐやるとかではなくして、ある程度状況を見て整備計画の見直し、検討するというのが本来の行政の在り方ではないのですか。それは財政の問題もありますけれども、それも含めて周辺環境整備と公共水質の保全、これが_____の使命ですから、これを踏まえて検討し、ある程度の下水道事業の計画の見直し、私は十分見直しの一つの根拠になると思うのですが、改めてお聞きしたいのですが。

○議長(福嶋尚人君) 森上下水道課長補佐。

○上下水道課長補佐(森 誠一君) 先ほど城地議員の中でも財政的なことを言われていましたが、今年度、令和6年につきましても古川町の雨水整備ですとか静内終末処理場の耐震化を進めております。また、静内の終末処理場は平成元年からの供用開始で、もう36年たっています、今機器の改築更新、また耐震化も進めていますけれども、機器の更新時期にも来ていまして、ストックマネジメント計画に基づいて限られた財源の中でやりくりしている状況でございます。そういうことで御理解いただきたいと思えます。

○議長(福嶋尚人君) 水谷産業建設部長。

○産業建設部長(水谷 貢君) 少しちょっと補足させていただきますが、まず今森補佐のほうからお話あったのは、今後計画を予定している耐震化についてもあるのと、あと処理場の機器更新も耐用年数を迎えて、更新をしなければならぬというところで、優先してしていかなければならない事業は今現在まだあるというようなところでございます。今城地議員おっしゃられるとおり、浄化槽で整備されている部分も下水道だとか、あと一部は入っていないところもあるので、下水道整備したほうがいいのかということなのですけれども、今現在の計画を見直して、そこに下水道を接続するというようなところは今、先ほど言ったとおり、下水道事業の会計の運営上の関係もございまして、財政状況もございまして。そういったところで、まずはすべき事業を進めるというようなところでございますので、そういったところについては水洗化率も上がってきているというようなところで、今現在はそういったところで考えてございます。

○議長(福嶋尚人君) 6番、城地君。

○6番(城地民義君) 現地、町の職員ですから、見ていると思うのですが、私が今のところの部分についておおむね、先ほどちょっと触れたかもしれませんが、未整備区域の中野町のところの部分の4丁目のところの部分なのですが、このエリアを網をかぶせてみると、住宅張りついているのが、一部です、大体300メートルの130メートル四方区域で集落があるのです。もう一つ、まきばの里のエリア、分かっているかもしれませんが、住宅街が大体250メートルの160メートル、この四方に住宅が密集しているのです。そういうふうに浄化槽が設置されていると。この部分をまずは汚水整備をやるのが町の使命だと思うのです。ですから、すぐやれないというのは財政的に分かります。少なくともこの部分、すぐそばまで公共下水の汚水水管が来ているわけですから。それからあと、汚水管300メートル……

○議長(福嶋尚人君) 城地君、同じ質問を繰り返していますから。

○6番(城地民義君) 200メートルとか300メートルつないで幾らの経費がかかるのか。それは、何も委託出さなくても職員でできるのではないですか。その計画を出して、幾ら環境整備にかかるのかと。持ち出しが何ぼなのか、補助が何ぼで、起債償還したら何ぼになる、その計画ぐらいはやるべきでないですか。そして、やるのはこういった事情でこうなのだから、では大体何年頃やりますと。基本的な部分の計算をして、整備を示すべきでないかなと私は、この2か所については。それ以外は点在しているから、今言ったように、町も財政大変だ。私言いたいのは、こんなふうな……

○議長(福嶋尚人君) 城地君、簡略にしてください。

○6番(城地民義君) 集落している……

○議長(福嶋尚人君) 城地君、簡略にしてください。

○6番(城地民義君) 集落している町で下水道管を整備していないというのはあまりないです。

その点についてお伺いしたいと思います。

○議長(福嶋尚人君) 水谷産業建設部長。

○産業建設部長(水谷 貢君) 水洗化する方法としては、下水道を整備してやる方法と、あと浄化槽を設置して水洗化するというようなところ、大きくは2つの方法があるかと思います。まきばの里については、既に先ほども分譲の際に合併浄化槽を設置するという条件で分譲したというようなところで、全て合併浄化槽で整備していると。あと、それ以外の中野町3丁目、4丁目辺りのところなのですけれども、そちら古くから住宅が建っていて、くみ取り式のところもあるのですけれども、今現在下水道の整備事業するという区域になっていないものですから、先ほど言った設置している方々もおりますし、そういったところは合併浄化槽のほうで水洗化をしていただきたいという考えでもあります。ただ、あと下水道整備をしても、本管を入れたとしても必ず皆さんが接続してくれるかどうかというようなところもありますので、現在三石の歌笛地区も、あと静内でいけば入船地区についてもちょっと今本管のほうは整備したのですけれども、接続率がなかなか上がらない。町の職員のほうも町広報の媒体を使ったり、あと戸別訪問して接続のお願いはしているのですけれども、なかなか接続率が上がらないというようなところもあるので、一概に整備したからといって水洗化率が上がるかというのと、ちょっとそこも疑問なところもございますので、今現在はとにかく計画にのっている優先すべき事業を進めていくというようなところで進めていますので、御理解願いたいと思います。

○議長(福嶋尚人君) 6番、城地君。

○6番(城地民義君) 理解はできないけれども、今後さらに再検討してやって、町長も行政執行方針でいろいろ持続するまちづくり、将来希望の持てるまちづくりを進めると言っていますから、少なくとも市街地の環境整備された_____も下水道整備はやるべきだと……

○議長(福嶋尚人君) 城地君、静内町ではありません。

○6番(城地民義君) 新ひだか町のまちづくりについて、そういった政策、今回の令和7年度施政方針で述べていますので、それらも含めて検討していただきたいと考えています。答弁は要らないです。

〔何事か言う人あり〕

○6番(城地民義君) その件について再度、そしたら。

○議長(福嶋尚人君) 同じこと繰り返してしまっているのです、城地君。

○6番(城地民義君) そしたら、次に移ります。

〔何事か言う人あり〕

○6番(城地民義君) 休憩。

○議長(福嶋尚人君) 次に移ってください。

○6番(城地民義君) 休憩するのですか。

○議長(福嶋尚人君) いやいや、次に移ってください。

〔「続けます」と言う人あり〕

○議長(福嶋尚人君) 城地君、続けてください。

○6番(城地民義君) そしたら次に、2点目のほうの国の水田活用直接支払交付金制度の見直しに関連ですけれども、答弁ありましたけれども、私はいろんな情報を見ているのですけれども、この新しい見直しの制度については農業団体も含めて、町行政も含めて、北海道もあると思うの

ですが、この大幅な見直しについては今年の4月下旬までにある程度の意向を求めて、そして国に最終提言する。課題をというか、内容は変わらないと思うのですが、そう言っているのですが、それらについて町として、もう4月ですから、ある程度この趣旨については農業協同組合さんも知っているかと思えますけれども、町としてリーダーシップを発揮する必要があるのではないかとと思うのですが、その点は今段階では事前の方策を決めて協議しているということによろしいのですか。

○議長(福嶋尚人君) 及川農政課長。

○農政課長(及川敦司君) 現水活の制度が令和8年までということで、それで今その中身については見直しの方向性が示されていると。それで、令和7年度につきましては、基本的には現行制度のままいくというのが基本的になってございます。ただ、水張り、交付対象水田という位置づけとしては、5年に1回の水張りをしなければならぬというところがちょっと今動きがあるのかなと。現行制度の中で動きがあるのかなと考えております。いずれにしても、現行制度でまだ2年間進むということで、我々としてはその制度の中で対応していきたいと考えてございます。

○議長(福嶋尚人君) 6番、城地君。

○6番(城地民義君) それで、新しい今度の見直し制度なのですけれども、今までは5年に1度の水張りをしなければ絶対交付しませんよという制度だったのですけれども、今度は水張りはしなくてもいいよということになりますと、いわゆる畦畔、あぜ、今までつくった、あぜ、畦畔を撤去しなくても保存しておいて、将来それを保存して、水路も含めて営農するときに使えるということになります。非常に私はいい制度になったなと思っているのですけれども、畦畔、あぜを取ってしまったところは、農家は大変だと思うのですが、そういうこともあって、この制度の趣旨に乗っていくと、_____だったのは今の段階で今持っている水田に転作した、畑にいったか転作した方々、大体あぜ、畦畔を保存している、取ってしまった農家の件数は別にして、面積は大体どれぐらいかおおむね分かれば。大体です。

○議長(福嶋尚人君) 太田農政課主幹。

○農政課主幹(太田康紀君) 畦畔等々の今の畑地化促進事業の対象となった面積でございますけれども、静内地区においては、これ平米単位になりますけれども、801万3,159平方メートルを畑地化してございます。そして、三石地区におきましては、同じく1,316万2,441平方メートルを畑地化という形で畦畔や水路等がなくても大丈夫というような状況にしているところでございます。

○議長(福嶋尚人君) 6番、城地君。

○6番(城地民義君) ただ、不公平だというのは、今度の令和9年度から畦畔、あぜを残してもいいよということなのですけれども、今までのここ4年間の、令和8年度までの制度と令和9年以降の制度に乗っかる人方の公平さがちょっと欠くのではないかとと思うのですが、これは制度上の問題ですから仕方ないとして、私は逆にここの水田の全体を見ると、今度の新しい見直し制度によって水田の作物を作る農家の方がある程度維持されて、後継者の問題もありますけれども、収益の問題もあるのですけれども、そういう方向にいくのではないかなと思うのですが、町としてそういう考え方ではどうなのでしょう、今の方向性について。

○議長(福嶋尚人君) 及川農政課長。

○農政課長(及川敦司君) 令和9年度以降の今農林水産省の示されている方向性では、今の現行

制度の水活制度がいわゆるちょっといびつな構造になっているというところから見直しが来ております。それはどういうことかといいますと、例えばこれ農林水産大臣のコメントにもあるように、畑で同じものを作ってもそれがもともと田んぼであれば交付金が出るよと。畑であれば交付金でないよと。だから、同じ作物を、小麦を作っているてもその地目がどうかということで交付対象になる、ならないというのがいびつな構造だと言われています。それで、農林水産省としては作物ごとの支援をしていこうというような方向に転換していこうと今言われています。ですから、そこはまだちょっと、令和7年度中に方向性が示されるということですので、まずは我々はそれを経過を持ってやっていこうかなと考えてございます。

○議長(福嶋尚人君) 6番、城地君。

○6番(城地民義君) それで、令和6年度は、今答弁されたのですが、7、8と、あと令和9年までに2か年あります。この2か年の令和6年で残っている分の関係する農家件数と、それからおおむねの面積、あと残っている令和7年、令和8年分ですか。金額は国の予算によって貼付けがありますから、分からないと思うのですが、あと7、8の分の2か年での該当件数と面積ですか、それ分かれば教えてほしいのですが。

○議長(福嶋尚人君) 及川農政課長。

○保健福祉部長(上田賢朗君) 令和4年度から始まったこの制度なのですが、畑地化が、制度が始まったのですが、我々の町はやはり牧草がずっと定着しているということで、畑地化が非常に進みました。静内地区、三石地区合わせてほぼ9割方が畑地化ということで、基本的には田んぼに復田できないというような位置づけの田んぼになっています。残り1割がまだ現行の水活交付金の対象面積ということでありまして、そのうち、再生協議会別でちょっと申し訳ないのですが、静内地区では141ヘクタールが水活の対象面積と。そのうち実際の水稲作付面積が大体80ヘクタール、残りが転作地というような状況になっております。三石地区につきましては、水活対象の面積が123ヘクタール、そのうち実際の水稲作付面積が108ヘクタールぐらいというような状況になってございます。

○議長(福嶋尚人君) 6番、城地君。

○6番(城地民義君) 分かりました。現制度が令和8年で終わってしまえば、令和9年度から新しい見直し制度で、農家にとっては、先ほどから言うように、交付金等も含めていい方向に行くのではないかと思うのですが、それで先ほど答弁のあった中での2番目の答弁の水活の関係ですが、これ私が思うには今現在は何回も言うように水田を保持しているところには交付金は一切出ないということですが、水田を営農している方、水田を作っている方、今現在。そうですね。そして、水田を作っているけれども、畑作等転売して別の作物を作っていることに対して国の新たな制度があるということなのですが、先ほど説明あった305件のうちの対象面積の戦略作物助成と畑地化支援、この面積がJAしずない、三石と載っているのですが、そのほかに定着促進支援というのが相当な面積で、交付金の対象になっているのですが、大まかに言うと定着促進支援金というのは_____の関係ですから、これは今後においては新しい見直し制度は別にして、交付金の対象には令和9年度からおおむねならない部分が出てくるのではないかと認識でよろしいのですか。その点ちょっと。おおむねの考え方。

○議長(福嶋尚人君) 太田農政課主幹。

○農政課主幹(太田康紀君) 先ほどの内容のうち戦略作物助成というものにつきましては、水活

交付金の本体と呼ばれているところをごさいますて、当町においては飼料作物の牧草を転作のま
まつけているところが戦略作物助成の対象となつてごさいます。その次に、畑地化支援というの
は、これは畑地化を行うという、1回限りですけれども、年度によって多少異なりますけれども、
10アール当たり14万円の支援を受けた面積、先ほど申し上げたのは令和6年度に畑地化を行った
というような面積でごさいます。定着促進支援というのは、畑地化制度、令和4年から始まっ
てごさいますけれども、畑地化をしてから5年間10アール当たり2万円を給付するというような制度に
なつてごさいますて、先ほど申し上げた数値については令和4年度と令和5年度、令和6年度に
畑地化したものの作付をした面積の合計の数値となつてごさいます。こちらにつ
いては、畑地化した年度から5年間となつてごさいますので、令和5年にやったものでは5、6、
7、8、9、令和6年になつた人は令和6年、令和7年、令和8年、令和9年、令和10年までの
5年間を2万円ずつ受け取るというような内容になつてごさいます。

○議長(福嶋尚人君) 6番、城地君。

○6番(城地民義君) 分かりましたつてあれですけれども、それで最後にしますけれども、3番
目の見直しの基本のところ、これからのことになるのですが、特に答弁ありましたがけれども、
JAしずないでは水稲では20軒で約73兆円ですか。それから、野菜で60軒で34兆円、花、花きで
もつて5軒で約3兆円ということですね、今答弁あつたの。三石では、水稲では31軒で先ほどあ
りました約107ヘクタール、野菜で33軒で5ヘクタールだ。花で49軒で13ヘクタールということの
見通しになると思うのですが、この分については、改めて説明あつた作物の内容については、令
和9年度以降も永続的に、特別なことがない限りは交付金の対象になつていくのだよという捉え
方でいいのか、それとプラスアルファあると思うのですが、基本的な作物の対象項目というか、
面積、対象面積、今後、おおむねですけれども、先ほどから言うように、これからのことでは
から、いろいろ農家の経営上の問題もありますので、変わつてごさいますけれども、おおむねのよ
うな状況になるのかもし分かれば答弁してください。

○議長(福嶋尚人君) 及川農政課長。

○農政課長(及川敦司君) 先ほど壇上で申し上げました数値につきまして交付対象水田という
ような状況になつてごさいます。それで、我々の地域では畜産農家、軽種馬が7割ぐらい占めて
おりますので、牧草に転作していくという状況がやはりこれからも進んでいくだろうというこ
を考へております。当然水田も少なくなりつつ、牧草に転換、ただ水稲につきましては一定程度
整備をした地区もありますし、一定のところである程度止まるのかなというような見込みもして
いるところごさいます。

○議長(福嶋尚人君) 6番、城地君。

○6番(城地民義君) 分かりました。それでは、最後ですけれども、いろいろと農業行政見ても
国の方針もあつて非常に難しい時代で、農家の方々の後継者の問題、あるいは町の令和7年度の
行政執行方針の農業の問題でもさきに申し上げていた中山間地域の畑、田んぼ等を含めて農地の
客土、暗渠等の道営事業、国の事業でもつてやるとなつてごさいますので、また違つた面で営農活動
を農家の方々も一生懸命将来に向かつてやろうと思つてごさいますけれども、これは何とい
つても国の見直しの方向性についてさらに検討してごさいますて、国の方針としては食料・農業・
農村基本計画にこれらを盛り込むという政策になつてごさいます。ですから、相当二転三転して、農
業行政も変わつてごさいますけれども、今後町の農業振興計画、これもつくりなつてごさいます。

れども、つくられてから相当年数もたっていますし、農業政策も国等の施策で変わっています。ですから、これを機にすぐとは言いませんけれども、こういった令和9年度からの大幅な見直しも含めて、国の、政府の交付金も含めて補助制度も変わってきていますので、できれば町の農業振興計画を、すぐとは言いませんけれども、推移を見ながら計画の見直し、検討も私はするべきではないかと思えますけれども、その点についてお伺いします。

○議長(福嶋尚人君) 及川農政課長。

○農政課長(及川敦司君) 当町の農業振興計画の関係でございますけれども、これについては以前城地議員からの一般質問を過去に受けておりますが、私どもの計画は平成30年から令和9年までの10か年計画となっております。それで、基本的にはその方向性というものはぶれていないのかなということで、この見直しについては今のところ考えていないという答弁もさせていただいております。ただ、いろいろな物価高騰ですとか価格転嫁だとか、いろいろな気候変動等々、いろいろ情勢は変わってきているのですけれども、我々もそれに対応したような施策を組んでやってきているということで、まずはまだ計画は見直さない考えであります。ただ、先ほどおっしゃったように、国の食料・農業・農村基本計画だとか、あと北海道の計画、様々な計画ありますけれども、5か年計画というのが今多くなってきているという状況を踏まえまして、まだ決定事項ではありませんけれども、令和9年が終わった次期計画につきましては5か年計画で農業振興計画はつくるほうがいいのかなどはちょっと考えているところでございます。

○議長(福嶋尚人君) 6番、城地君。

○6番(城地民義君) それでは、終わります。どうもありがとうございました。

○議長(福嶋尚人君) 暫時休憩いたします。10分程度休憩します。

休憩 午後 2時53分

再開 午後 3時03分

○議長(福嶋尚人君) 休憩前に引き続き一般質問を継続いたします。

11番、川合君。

[11番 川合 清君登壇]

○11番(川合 清君) 3月定例会に当たって、壇上から3点にわたって質問いたします。

まず、第1点は「下水道事業について」ですが、3月号の町の広報、今配布されているのですが、それ見ると町民がどきっとするような言葉、下水道事業に一般会計からの繰入金金が6億円余りである、病院事業会計に7億1,000万円と出てくるわけで、前から下水道事業に対する一般会計からの繰入れは気にしていたのですが、そういう状況なのですが、改善計画についてどのように考えているのか。経営改善計画についてどのように考えているのか伺いたいというのが第1点です。

その際の幾つかのポイントがあるのですが、長期の維持管理計画と大規模改修計画、これはどう、どこまで計画ができていますのか。

それから、2番目は水洗化の普及向上対策はどのようなことが考えられるかと。この先は再質問で行います。

それと、都市計画の見直しと区域拡大によっての水洗化普及向上に対する考えは。

4番目に、合併浄化槽の活用と区域の縮小は考えられないのかと。これについては、特に特定環境公共下水道の歌笛地区のことを考えての質問なのですが、どのように思われるか、どうい

計画を立てようとしているのか伺います。

2番目は、「産業の活性化について」お伺いいたします。町長の執行方針で基幹産業の強化と新分野の産業創出と後顧して述べているのですが、非常に激しい過疎化、人口減少の中で、経済基盤がないところに人口は絶対寄ってこない。基幹産業を元気にしながら、新しい産業の創出も考えていかなければならないということは当然のことなのですが、執行方針を見るとなかなか具体的なところは書かれていないのですが、農業の新規就農者と後継者の確保についてどうお考えかお伺いします。

林業については、エネルギーの地産地消の視点から林業、林産業の振興についてどのようにお考えかお答えいただきたい。

3番目は、水産業についてですが、これも後継者の確保と陸上養殖についてどのように検討されているのかお伺いしたい。

商工業については、人材確保と地元企業の育成、強化についてどのようにお考えになるかお答えいただきたいと思います。

最後の3番目は、これもまた行政執行方針なのですが、子どもの健全育成について執行方針でも学校給食についても触れているのですが、そこで今米をはじめとする食料品、その他物価高騰がどこまで行くのかというような状況で続いています。そこで、物価高騰の中、学校給食の無償化と高校卒業までの医療費の無料化についてどのように検討されているのかお伺いいたします。

2番目は、今、国会で予算審議が続いているのですが、給食費無償化をめぐる今の国会、国の動向、これについてどのように考えているかお伺いします。

3番目は、その動向を受けて今後の給食費無償化に向けてどのように進めようとしているのかお答えいただきたい。

4番目は、我が町は生活保護基準の1.2倍を就学援助基準としているのですが、生活保護基準が物価高騰の中でも改定されないでずっといると思うのです。就学に不安を考える家庭も増えていくと考えますので、就学援助基準を生活保護基準の1.5倍までに引き上げることが必要だと思うのですが、それに対するお考えを御答弁いただきたい。

以上、壇上の質問といたします。

○議長(福嶋尚人君) 丸山上下水道課長。

[上下水道課長 丸山 薫君登壇]

○上下水道課長(丸山 薫君) 川合議員から御質問の大きな項目の1点目、「下水道事業について」御答弁申し上げます。

まず、1点目、長期の維持管理計画と大規模改修計画はについてでございますが、当町におきましては御承知のとおり静内地区、三石地区両地区においてそれぞれ処理場を設け、汚水を処理しているところでありますが、それらを維持する考え方におきまして令和4年度に第2次ストックマネジメント計画を作成し、それに基づき年次計画を立て改修、更新等を行い、ライフサイクルコストの低減を図りながら、適切な維持管理に努めているところでございます。また、大規模改修につきましては、ストックマネジメント計画に基づき静内終末処理場管理棟の耐震化事業を令和6年度から2か年で実施しており、今後は水処理棟の耐震化や静内終末処理場と三石浄化センターの機器更新なども予定していますが、限られた予算、財源の中で事業の平準化を図りながら順次進めることとして考えてございます。

続きまして、2点目、水洗化の普及向上対策はについてでございますが、水洗化率については令和5年度決算時では公共下水道区域87.3%、特定環境保全公共下水道区域83.8%となっておりますが、供用が遅くなった地域におきましては普及率が低いところがございます、下水道への接続を促すため町広報紙や戸別訪問等による普及啓発を行い、水洗化率の向上に努めているところでございます。

3点目、都市計画の見直しと区域の拡大はについて、先ほどの城地議員への答弁と重複するところがございますが、御了承いただきたいと思っております。現在下水道整備計画に基づき事業を実施しているところでありますが、三石、歌笛地区や静内入船地区など下水道を整備しても水洗化が思うように進んでいない現状があるほか、下水道事業計画区域の区域外では合併浄化槽による水洗化を推進しているところでもございます。また、社会変化として高齢化が進む中、人口減少などによる市街地における空洞化が顕著となっており、現在町なか居住対策を進めているところでもございます。これらのことや下水道事業会計の運営事業状況と町の財政状況などを鑑みましても、現在においては整備計画とする下水道事業計画区域の拡大及び都市計画の用途地域の見直しについては考えていないところでございます。

続きまして、4点目、合併浄化槽の活用と区域の縮小はについて、まず合併処理浄化槽の活用についてでございますが、下水道の効率的な整備と管理及び安定的な経営を図ることを目的に平成24年度に町民の意思を反映するため、住民代表者の方々を中心とした下水道中期ビジョン策定委員会を設置し、検討をしております。また、集合処理検討地域においては、アンケート調査を実施し、調査結果や委員等の意見を踏まえ、東静内、春立地区等を下水道の集合処理計画から合併浄化槽の個別処理区域に変更した経緯がございます、今後におきましても既存市街地地区周辺以外につきましては、合併処理浄化槽を活用していくものと考えております。また、下水道区域の縮小についてでございますが、下水道につきましては都市の健全な発達と公衆衛生の向上及び公共用水域の水質の保全に寄与することを目的として事業を実施しているものでありまして、当町につきましてもそれらを目的とし、下水道事業計画に沿って事業を実施している状況でありますことから、現段階では下水道区域の縮小については考えていないところでございます。

○議長(福嶋尚人君) 及川農政課長。

[農政課長 及川敦司君登壇]

○農政課長(及川敦司君) 川合議員からの御質問の「産業の活性化について」の1点目、農業の新規就農者と後継者の確保について御答弁申し上げます。

新規就農者と後継者の確保につきましては、町農業協同組合、農業委員会、農業改良普及センター、指導農業士などで構成する新ひだか町農業担い手育成支援協議会を中心として、各種新規就農フェアへの出展や広告媒体による募集活動などを実施しているところでございます。そこで、新規就農者の状況でございますが、平成24年度以降の実績として、ミニトマト23組38人、花き6組8人、和牛3組3人の計32組49人が現在営農しているところでございます。また、新規就農研修生の状況でございますが、12期生のミニトマト1組2人は令和7年4月に就農予定でございますし、13期生のミニトマト1組2人、花き1組2人の計2組4人は、令和8年4月に就農予定となっております。さらに、令和7年4月からは14期研修生としてミニトマト1組2人、花き1組1人の計2組3人の受入れを予定してございます。1次産業を取り巻く情勢につきましては、世界的なエネルギー、生産資材等の物価高騰の影響を受け、生産活動に係る燃油価格、電気料金

や資材、飼肥料等の価格が高騰したことにより大変厳しい状況が続いているところでございます。特に新規就農の際には、初期投資として施設整備に多額の経費が必要となることから、物価高騰の影響は非常に大きなものとなっております。さきの議会において議決をいただいた国の重点支援地方創生臨時交付金を活用した新規就農者に対する燃油等価格高騰対策事業の実施や従前から実施しております初期投資に対する町単独の補助事業などにより新規就農者への支援に努めてまいりたいと考えております。また、新規就農者の募集活動におきましても、新規就農フェアへの出展の際に新規就農者に同席していただくことによりフェアへの参加者に対しての生の声をお伝えすることや新規就農者の方々のSNSを活用し、実際の営農状況などを情報発信にも取組を進めることとしておりまして、引き続き新規就農者の確保に努めてまいりたいと考えております。

○議長(福嶋尚人君) 新川水産林務課長。

〔水産林務課長 新川兼一君登壇〕

○水産林務課長(新川兼一君) 川合議員から御質問の大きな項目の2点目、「産業の活性化について」の2点目の林業と3点目の水産業について御答弁申し上げます。

まず初めに、林業のエネルギーの地産地消の視点からの林業、林産業の振興についてでございますが、農林水産業の残材を利活用するバイオマスの活用については、地球温暖化の防止や循環型社会の形成はもとより、災害に強い自律分散型エネルギーの供給体制の確保につながるほか、地域産業の発展、活性化にも寄与するものと期待されているところでありますが、一方で北海道内川上管内事業者での一例ではありますが、バイオマスエネルギーの活用としてペレットの加工燃料の製造や木材バイオマス発電事業について取り組んでまいりましたが、近年の急激な物価高騰などの影響から操業を停止している状況もあり、木質バイオマスを活用した取組に対しましてコスト高などの採算性や安定的な需要と供給体制など現状では多くの課題があると考えております。現在当町には森林資源を活用した発電用や熱利用のための木質バイオマスエネルギーを利用する施設はございませんが、町内で現在取り組んでいる内容としまして、日高中部森林組合では日高南森林組合が町内に所有する木質バイオマスを製造する施設に町内で行われる森林整備で発生する伐採木のうちパルプ材の一部を搬入し、木質バイオマスとしてチップ化するなど森林組合間で連携を図り、林業で発生する未利用資源の供給が行われております。また、これまで森林施業や伐採後に林地に残され、未利用であった市場や幹の切れ端などの林地残材は発電用燃料となるチップの原材料として活用できることから、近年町有林、一般民有林ともに樹種に関係なく需要が高まっており、全道的にも強い引き合いがあることから、森林組合などの請負業者が主体となり、北海道内の木質バイオマス発電所へ供給するなど、利活用に取り組んでいるところでございます。このように森林資源を活用した再生可能エネルギーの循環利用を促進するためには、林業等で森林から発生する未利用資源などの木質バイオマスエネルギーを安定的に供給することが重要であると考えていることから、引き続き森林資源の循環利用を図るため植えて、育てて、収穫するといった森林の保全や整備の促進による林業、林産業の振興を推進してまいります。

続きまして、水産業の後継者の確保と陸上養殖についてでございますが、ひだか漁業協同組合の当町における組合員数は平成25年には287人おりましたが、令和6年では53人減の234人となっております。また、平成25年以降の新規漁業就業者数25名のうち町内漁業者の指定就業者は19人であり、後継者として現在も漁業に従事しておりますが、後継者が不在の漁業者もおり、漁業就業人口の減少が続いております。後継者不足の要因としましては、少子高齢化や過疎化といった

社会情勢の変化に加え、収入の不安定さや長時間労働といった労働環境の厳しさといった漁業に対する印象が考えられ、漁業の魅力が情報として発信されていないことも一つの要因と思われます。当町における漁業の後継者確保の取組としましては、漁業者による水産学習や出前授業を継続して実施しており、近年では漁家出身の新規就業者の中にはこの授業を受けて就業した漁業者もいると聞いております。また、就業者対策として令和5年より漁業就業支援フェアへ参加しておりますことから、今後もこれらの取組を通じて後継者を希望する漁業者と連携を図り、漁業就業者の募集を行ってまいりたいと考えております。また、陸上養殖につきましては、収入の安定対策につながる新たな取組として考えられており、メリットとしましては海洋環境や気象条件の影響を受けず魚を育てられることや出荷時期の調整が可能である一方、養殖に適した場所や魚種の選定、養殖施設の整備や施設を維持するための費用面や人材の確保、採算性などの多くの課題があると考えております。しかし、陸上養殖は、新たな生産体制の一つとして漁業所得の向上や地域漁業の振興につながる可能性が高いことから、町としましては関係者の意見を踏まえ検討していくべきと考えていることから、引き続き陸上養殖についての情報収集を図るとともに、必要に応じて漁業協同組合など関係団体と協議していかねばならないと考えております。

○議長(福嶋尚人君) 森まちづくり推進課長。

〔まちづくり推進課長 森 勝利君登壇〕

○まちづくり推進課長(森 勝利君) 私からは、大きな御質問の2点目、「産業の活性化について」のうち4点目の商工業の人材確保と地元企業の育成、強化について御答弁申し上げます。

初めに、商工業の人材確保についてですが、ハローワーク浦河が公表している令和6年12月分の一般職業紹介状況を見ますと、全道における有効求人倍率1.01に対しハローワーク浦河管内は1.58と0.57ポイント高い状況にあり、新規求人状況を見てもあらゆる産業において深刻な人手不足を抱えているものと認識してございます。また、管内における高等学校の就職状況では、令和7年3月卒業者のうち就職予定者が95名、うち管内への就職が43名、管外への就職が52名となっており、全体の半数以上が管外へと流出している実態も把握しているところでございます。このような状況を踏まえ、町では町内における雇用、求人などの現状などを把握するため、町内で事業を営んでいる法人または個人を対象として働き手確保対策に関するアンケートを実施しており、その結果を今後における人材確保対策に生かしていきたいと考えてございます。

また、昨年度に引き続き日高中部通年雇用促進協議会の事業として中学生、高校生と地元企業との対話の機会づくりを積極的に進めており、生徒にとっては地元にある企業や仕事などを知ることができる機会として、地元企業にとっては若者が働くことに対してどのような考えを持っているのかを把握できる機会として、互いに非常に有意義な時間を過ごすことができていることから、今後も継続して取り組んでまいりたいと考えてございます。

また、このような取組の中で得られた人脈などを基に今年度におきましては働き手対策という視点で町内の道立高校2校、地元事業所、行政の3者による情報交換会を実施したところであり、互いの認識や今後に向けた意識を共有することができる貴重な機会になったことから、今後も継続して実施しながら、将来に向けて効果のある施策展開へとつなげてまいりたいと考えてございます。さらに、移住政策と人材確保との相互連携にも取り組んでおり、具体的には町内の産業団体等に仲介していただきながら、ちょっと暮らし体験で当町に滞在されている方に地元の仕事を体験してもらええる機会を提供したり、また医療、介護、福祉分野におけるお仕事相談会などにも

積極的に参画したり、町外からの就職者の獲得に向けたサポートなどにも取り組んでいるところであり、これまでに医療機関や介護福祉施設、軽種馬牧場などに就職した方もおられます。このように人材確保に関しましては、関係者と連携しながらできることからコツコツと取り組んでいる状況でございますが、すぐに成果を出せるようなものではなく、いわゆる人づくりという長期的な視点での取組を積み重ねる中で徐々に成果を得ることができるようになるものと考えてございます。

次に、地元企業の育成、強化についてでございますが、幾つかの視点を持って取組を展開しているところでございまして、新たな事業者の育成という部分では令和5年度から創業事業承継支援制度を創設し、商工会と連携しながら新規創業者や事業継承者を資金面あるいはノウハウ面で支援しているところであり、労働者の技能の取得や技術の向上という部分では技能者人材育成補助金交付事業により技能講習や技能検定、技術研修といった新たな知識や技術を習得する際に発生する金銭的な負担の一部を助成する制度も設けているところでございます。また、令和4年度から実施しております静農ブランド開発促進プロジェクトにおきましては、高校生と事業者との連携という枠組みの中で多くの方々に選ばれる魅力的な商品開発に取り組むとともに、実際に北海道内外において顧客と向き合い、様々な反応等を体感してもらっているところであり、地元企業の育成、強化における新たな手段として、その活用が期待されるものと考えてございます。地元企業の育成、強化に関する制度の充実は、企業を選択する際の優位性向上につながるものであり、人材確保と密接に関係しているものと理解しておりますので、今後も制度の拡充に向けて研究、検討を進めてまいりたいと考えておりますが、一方では、企業が行うべき部分と行政が支援すべき部分の判断は慎重に行うべきであるものと認識しておりますので、関係団体や地元企業との対話に努めながら、他の自治体での支援策などについても情報収集しながら行政が果たすべき役割を果たしてまいりたいと考えてございます。

○議長(福嶋尚人君) 中村管理課長。

[管理課長 中村英貴君登壇]

○管理課長(中村英貴君) 私からは、川合議員からの御質問の大きな項目の3点目、「子どもたちの健全育成について」御答弁申し上げます。

1点目の物価高騰の中、学校給食費の無償化と高校卒業までの医療費の無料化についてどのように検討されたのかについてでございますが、まず学校給食費の無償化については、昨年9月と12月の定例議会における川合議員からの一般質問にお答えしておりであり、町及び教育委員会としての考えが変わるところはございません。物価高騰が長引く中、児童生徒に栄養バランスの取れた豊かな給食を安定的に提供するためには賄い材料の安定確保が不可欠であり、令和7年度の給食費は学校給食センター運営委員会の御意見も踏まえ、今年度に続き2年連続の改定となりますが、小学生では月に160円、中学生では190円の値上げをさせていただき、小学生が月額5,070円、中学生が月額6,080円に改定することを先日開催された教育委員会議において決定したところでございます。ただし、実質賃金の上昇が見られないため、引き続き保護者負担の軽減を図る必要があると判断し、児童生徒の給食費については当面の間従来の給食費である小学生は月額3,810円、中学生は月額4,570円に据え置き、実質的に一部無償化を継続することとしております。このことにより賄い材料費の不足分を町税等で負担することとなりますが、令和7年度においては不足すると想定される約2,500万円については、国の重点支援地方創生臨時交付金を財源に

活用することを考えております。給食費完全無償化を行うためには、1億円を超える財源確保が必要となりますので、十分な財源確保ができない現状においては町単独での完全無償化は難しいものと考えております。

次に、高校卒業までの医療費の無料化についてですが、他自治体においては北海道内市町村の7割以上、全国では8割を超える市町村が実施していると認識しております。現在本町で実施しております子ども医療費助成制度は平成26年9月に子育てしやすいまちづくりの会から新ひだか町議会議長宛てに新ひだか町の子どもの医療費無料を高校卒業まで拡充することを求める請願書の提出を受け、文教厚生常任委員会に付託され、審査が行われたところでございます。その結果、中学卒業までの医療費無料については採択されたところではありますが、地方財政が厳しい状況下において町単独事業としては中学校卒業までとし、高校卒業までの医療費無料については今後の国、北海道の動向を見ながら慎重に検討すべきであることを理由として不採択とされたところでございます。これらの経緯を踏まえまして、町では翌年の平成27年8月から中学卒業までの医療費無料化を実施し、また令和3年8月からは医療費の窓口負担無料化を実施しておりますが、助成金額は年々増加しており、直近の状況で申しますと新型コロナウイルスが5類に移行した令和5年度におきましては、年額で3,500万円を超える状況となっております。このような状況におきまして、仮に高校卒業まで医療費無料化を行いますと、町の負担額は年間でおよそ1,000万円の新たな財源の確保が必要と試算しており、子育て支援としては有効性があると認識しているものの、少子高齢化や年々増加する社会保障費などの財源の捻出に苦慮している状況もございますので、さらに新たな財源を確保することは難しいと考えてございます。

次に、2点目の昨今の給食費無償化をめぐる国の動向についてどう考えているのかについてですが、国による給食費無償化について直近の国会内で論議されている内容によりまして、令和8年度にまずは小学校から開始し、中学校でもできる限り速やかに始めるとの国会答弁がございましたが、多額の財源をどう確保するのかなど先行きが不透明な状況でありますので、引き続き国の動向を注視していきたいと考えてございます。

次に、3点目の今後の給食費無償化に向けてどう考えているのかについてでございますが、これまでの答弁の繰り返しになりますが、十分な財源確保ができない限り町単独での給食費完全無償化は困難であると考えております。今後国において給食費無償化に向けた議論が進んでいくと思われまますので、動向を注視してまいります。また、町としては、実質賃金の上昇が見られない厳しい状況下においては当面の間給食費一部無償化による保護者負担の軽減を図りつつ、中長期的には保護者負担の在り方と町財政の状況等を総合的に勘案しながら安全、安心で安定的な給食提供を行うことを最優先に考え、適切に対応してまいりたいと考えております。

次に、4点目の就学援助基準の引上げを行うべきと思うが、どうかについてですが、就学援助制度は「学校教育法」第19条の経済的理由によって就学困難と認められる学齢児童または学齢生徒の保護者に対しては市町村は必要な援助を与えなければならないとの規定に基づき、経済的理由によって就学困難と認められる児童生徒または就学予定者の保護者に対し就学に必要な経費の全部または一部を支給することにより保護者の負担軽減を図り、もって義務教育の円滑な実施に資することを目的に、当町では要保護者または準要保護者に該当する場合に規則で定める項目について支給をしているものであります。基本的に要保護者に対しての国の基準はありますが、準要保護者の就学援助につきましては、就学援助の認定基準や支給対象項目及び支給額の決定につい

ては各自治体に委ねられており、自治体によって基準は異なっておりまして、当町では世帯全員の前年収入額が生活保護法による保護の基準により算定した額の1.3倍未満のものを認定することとしております。この倍率については、北海道内で倍率設定している170市町村のうち63%に当たる109市町村が当町と同様の1.3倍と設定しており、また北海道内では1.3倍を超える倍率を設定している市町村は約1割となっております。なお、生活保護法による保護の基準につきましては、最低限度の生活費として生活保護を受けていない低所得世帯の消費の実態との均衡、社会情勢などを基に5年に1度の見直しが行われております。平成25年及び平成30年の見直しの際には平均的に基準額が下がり、令和5年度の見直しにおいては世帯構成等により上がる世帯と下がる世帯がありましたが、この間の物価上昇などによる世帯への影響を踏まえて、令和7年3月31までは下がる世帯がないように臨時的、特例的な対応が施されておりました。また、令和7年4月1日からの措置については、令和7年度政府予算案において令和7年、令和8年度も引き続き同様の措置がされる予定となっております。そのような中で、当町では生活保護基準引上げの影響が就学援助制度に及ぶことがないように国からの通知もあり、政策的に平成25年8月の見直しが行われる前の基準を現在でも適用しているところであります。

また、令和5年度の当町の就学援助の援助費の状況ですが、全児童生徒数1,428人のうち申請者が198人で、認定者が142人となっております。申請者に対する認定者の割合は71.72%となっております。過去5年間の認定率の推移を見てみますと、令和元年度から令和3年度までは増加しておりましたが、令和4年度から減少しております。この増減の原因として考えられることは、令和元年度以降児童生徒数は年々減少している中でも令和元年から令和3年度は認定率が増加したというのは、コロナ禍で経済的に困窮する世帯が増加したものと考えられ、令和4年度からはコロナ禍がある程度終息したため減少したのではないかと考えられます。なお、全児童生徒数に対する要保護者も含めた支給者数の割合も同様に令和4年度より減少傾向となっております。基準を引き上げますと認定者は多少増加すると思われませんが、当町では生活保護基準の見直しが行われる前の保護基準額を適用していることや可能な限りこれまでも支給項目につきましては拡充を図ってきたところであり、直近では令和4年度に中学校における卒業アルバム代も追加しております。このことから、認定基準の引上げにつきましては、生活保護法による保護の基準が改正された場合についてはその内容を踏まえて対応したいと思っておりますが、現在のところは考えておりませんので、御理解をいただきたいと思っております。

○議長(福嶋尚人君) 11番、川合君。

○11番(川合 清君) 丁寧な御答弁だっただと思っています。それで、再質問に入りますが、時間の関係から少しはしりたいと思っていますので、よろしくをお願いします。

1番の「下水道事業について」なのですが、私の一番の狙いは、先ほど町広報を紹介したのですが、実際に町の一般会計からお金を6億円出しているわけではないと思っているのですが、新年度の予算を見ても静内地区の公共下水道の使用料3億2,400万円、それで管渠費だとか週末処理場費だとかその他経費を引くと2億8,400万円ですから、約4,000万円ぐらい単純な引き算すると残るといことになるのです。ところが、三石の特環のほう見ると、使用料収入が4,567万6,000円、同じように管渠費やその他、処理場費、終末処理場の費用を引くと8,000万円、この状況でいいはずないと。静内の公共のほうはこういうことをずっと続けていくといずれ借金はなくなるというスタイルになるのでしょうかけれども、三石のほうは特環のほうは時間がたてばたつほどを累積赤

字が増えていくと、こういう形になることが分かるのですが、まず私が述べてることで間違いな
いかどうか確認をお願いします。

○議長(福嶋尚人君) 丸山上下水道課長。

○上下水道課長(丸山 薫君) 下水道事業につきましては、事業開始後経過年数たっ
てございまして、今大体起債の償還のほう
がピークを迎えて、あと二、三年したら落ちていくという
ような状況になってござい
ます。それで、やはり今川合議員言われたように、公共下水道のほうと特環
のほうでは収支状況について大きな格差がござい
ます。実際使用料、手数料のときの改定のとき
にも少しお話しさせていただきましたけれども、1.6倍ぐ
らいの料金にしないと下水道事業会計、トータルでプラス・マイナス・ゼロにならないという実態でござい
まして、少しずつ、経費的についてはランニングコストで毎年2億数千万円赤字になることは間違い
ないのですけれども、これからちょっと起債のほうの償還減ってきますので、キャッシュフロー的には少し
落ち着いていくのかなとは認識しています。また、公共と特環の差については、川合議員お話しされた
ような状況になってござい
ます。

○議長(福嶋尚人君) 11番、川合君。

○11番(川合 清君) それで、公共下水道も特定環境公共下水道も、いずれも当時の静内町、三
石町が町の政策としてやったのです。黒字になる保証なしに必要な事業だと。ぼっ
とん便所のところには嫁さん来ないという大きな声で両町が無理して進めたの
です。ですから、この赤字の部分をどう小さくするかというのが今課題になっ
ていると思うのです。

それで、お聞きしたい2つ目は、供用開始区域になって5年間、3年間の間に雑排水だけつな
ぐ、し尿もつなぐということになれば、かなり公立の奨励金制度があったと思っ
ているのですが、特環のほうでこの対象者になるというのは毎年どれぐ
らい出てくるのですか。

○議長(福嶋尚人君) 森上下水道課長補佐。

○上下水道課長補佐(森 誠一君) 特環に関しましては、平成の29年3月で整備を終
えていますので、奨励金に関しては3年以内となっておりますので、今現在奨励金
が出る状況にはなく、融資あっせん制度のほうは利用……工事費の上限60万円
までを借りた場合に金融機関に利子を町が補填するという利子補給のほうは
現在もまだ続いておりますが、ここ数年特環地区でそれを利用している方は
おられません。

以上です。

○議長(福嶋尚人君) 11番、川合君。

○11番(川合 清君) それと、特定環境のほうでもう一つ確かめたいのは、歌
笛団地、それから旧歌笛小学校、それと現在の歌笛会館、ここは合併処理浄化
槽が入っていたと思うのですが、それは取り壊しているのですか。使えない
ように砂や何かで埋めているのですか。復活することは絶対不可能なのです
かということを確認したいのですが。

○議長(福嶋尚人君) 森上下水道課長補佐。

○上下水道課長補佐(森 誠一君) 今その施設に対して水洗化になったかど
うかというところはちょっと今資料手元にないのですけれども、使用しなくな
ってから7年も8年もたっていますので、がら、躯体のほうは大丈夫ですけ
れども、中身のほうの機械、電気のほうはある程度入れ替えなければ使用は
厳しいかとは考えております。

○議長(福嶋尚人君) 11番、川合君。

○11番(川合 清君) それで、この下水道の問題については終わりにしますが、特定環境保全公共下水道区域の経営改善化というのは本当に上下水道課、そのところで真剣に検討してください。確かに政策的に導入した公共下水道事業だけでも、今の財政負担は大き過ぎると。これを減らすために奨励金制度を臨時に設けるとか、あるいは一部は長い、十何キロですか、連絡管路なんていって、汚水をポンプアップして処理場まで持ってくるというのは全く合理的でない。そういうところを根本に戻っての経営改善計画を立ててください。どうですか。

○議長(福嶋尚人君) 森上下水道課長補佐。

○上下水道課長補佐(森 誠一君) 先ほど壇上のほうで歌笛地区についてということで川合議員からそういう話があって、歌笛地区のところにはマンホールポンプ所が3か所ついでございます。ちょっと簡単なのですが、マンホールポンプ自体は3か所ぐらいですと年間維持費で業者の維持管理費や電気、通信等で約115万円程度のランニングコストがかかります。これをもしやめたにしても、この115万円ですと年間維持費としては浄化センターの維持管理費が7,200万円以上かかっていますので、1.5%程度しか維持管理費としては変わらない状態で、先ほど御質問であった浄化槽にしてはどうかというような、4番目の質問であったかと思うのですが、まず合併浄化槽ですと年間の使用している方の負担額というのが年間で9万8,300円ほどかかります。それが下水道を利用していると、年間下水道の使用料を平均すると12立方メートルぐらいが一般家庭の平均になります。それを下水道料金を掛けますと年間で約3万360円で、それに対しまして汚水処理原価という1立方メートルきれいにするのにどのぐらいのお金がかかるかということで、三石浄化センターですと1立米当たり745円ということで、これを12立方メートルに掛けますと年間で約10万円かかるものですから、公費で年間7万6,000円ほど下水道を使っている方に対して町が負担している状態になっておりますので、やっぱり料金のほうもある程度改定を考えていかないと、経営的には苦しいと思っております。

以上です。

○議長(福嶋尚人君) 11番、川合君。

○11番(川合 清君) 中身のほう聞いていないのですが、大胆な計画を立ててくださいということを強く求めておきます。

それで、次に行きます。2点目の基幹産業の振興と新規、新しい分野の産業振興について再質問に入ります。それで、各課いろいろ_____しているのはよく分かりました。それで、農政課で新規就農者で1つだけ再質問させてください。それは、いろいろ募集をかけるわけだけれども、いわゆる国の認定新規就農者にするためには年齢制限が前にかかっていたと思うのですが、それは今もかかっていますね。それを超える希望者とか、あるいはちょっと暮らしからミニトマトや何かにいきたいという人たちもいないわけではないと思うのですが、そういう人に対する支援策というのはあるのですか。

○議長(福嶋尚人君) 及川農政課長。

○農政課長(及川敦司君) 新規就農者の支援として主に国の支援があるのですが、今研修期間に行う準備型という国の支援と就農してから5年間支援がある、開始資金支援、開始型というのがあるのですが、大きく分かれるのですが、開始型のほうにつきましては就農する時点で50歳未満ではないと開始資金というものが使えないという状況にあります。ただ、状況によっては50歳未満というのもちょっと特例がありまして、過去に農業に何か携わった方が、

技術なり知識があるような方については就農はできるというような状況にあります。それで、我々もこれまでいろいろ応募しているのですけれども、50歳以上で就農したいというような相談の方もいらっしゃる。ただ、その方の資金力というのかなり左右されますので、なかなか、通常の方であれば国の開始型が対象にならないので、今初期投資も大きいということで断念される方がやはり多いというような状況です。

○議長(福嶋尚人君) 11番、川合君。

○11番(川合 清君) もう一つ確かめなければ。もう一つは、町のパート職員いますよね。実験センターだとかこのハウス団地で、そういう人たちは失業保険掛けていますか。失業保険を掛けて、短期特例給付金の該当の保険なのですけれども、季節労働者の扱い。そうすると、一月11日以上、6か月働くとさっき言った短期特例の一時金の給付を受けることができるのですけれども、そうなっていますか。

○議長(福嶋尚人君) 及川農政課長。

○農政課長(及川敦司君) 新規就農者の研修施設でありますハウス団地、実験センターのパートさんの雇用の関係ですけれども、それぞれパートさんの意向も酌みまして、1週間20時間未満の方、20時間以上の方、そういう方がいらっしゃいます。基本的に20時間未満の方は雇用保険は入られていないので、失業保険は当たらないというような状況なのではないでしょうか。ちょっとすみません。そこら辺はちょっと

〔何事か言う人あり〕

○議長(福嶋尚人君) 川合君、質問ですか。

〔「はい」と言う人あり〕

○議長(福嶋尚人君) 11番、川合君。

○11番(川合 清君) 次の水産林務のお答えですけれども、中部森林組合と南森林組合がいろいろ協調して木質バイオマスや何かにも取り組んでいると。それと、陸上養殖についてもお答えいただいたのですが、いずれも物価高騰で非常に見通しが立ちにくいということで、なかなか実現に向かえない状況だと理解するのですが、そういう理解でよろしいですか。

それと、もう一つは新たな……

○議長(福嶋尚人君) 川合君、一問一答にしてください。

○11番(川合 清君) 何。

○議長(福嶋尚人君) 一問一答。

○11番(川合 清君) はい。

○議長(福嶋尚人君) 新川水産林務課長。

○水産林務課長(新川兼一君) ただいまの御質問ですけれども、林業の分野も水産業の分野も価格高騰、物価高騰、ここ数年急激に上昇している状況の中でいろんな取組をしていっているのが影響していると認識しておりますので、引き続き社会情勢等を見ながら対応を検討していかなければならないと考えております。

○議長(福嶋尚人君) 11番、川合君。

○11番(川合 清君) もう一つは、いわゆるペレットの生産だとか陸上養殖といったって、あしたからやるぞというわけにいかなくて、相当な準備期間というのが非常になってくると思うのですけれども、その努力は今後も続けるということでもよろしいですね。

○議長(福嶋尚人君) 新川水産林務課長。

○水産林務課長(新川兼一君) 川合議員御指摘のとおり、あしたからすぐやりたいので取り組もうというようなものではないということは我々も認識しております。そのための準備の時間としていろいろ各地区ですとかその他の各地区の情報を収集したり、取組方法を検討したりというのは常日頃より心がけておりますので、引き続き今後も行っていきたいと考えております。

○議長(福嶋尚人君) 11番、川合君。

○11番(川合 清君) まちづくりから答弁いただいたのですが、前にちらっと聞いたのですけれども、通年雇用促進協議会の事業として免許の取得、資格の取得もあるのかな、そういう事業をやって、説明を受けていたときは半額を助成する制度があって、大型免許も該当するという説明をされたと思っているのですけれども、それで免許や資格、何種類ぐらい用意されていて、もう一つはその圍場は2分の1ですか。もっと高いのですか。ちょっとお答えください。

○議長(福嶋尚人君) 平田まちづくり推進課長補佐。

○まちづくり推進課長補佐(平田明浩君) 日高中部通年雇用促進協議会で実施しております資格取得に関わる助成についてでございますが、大きく分けて2つ種類がございます。まず、技能向上支援事業といたしまして、玉かけ小型移動式クレーンなど全部で6種目に関しましては、全額協議会が負担しております。

次に、2つ目の資格取得促進事業ですが、こちらは2分の1、こちらのほうに大型免許の取得も含まれておりますが、2分の1を協議会が負担しております、残り2分の1は御本人の負担ということで助成事業を行っております。免許の種類、数なのですが、資格取得事業のほうは数が多いので、ちょっとそのような形と。大きく分けますと、介護に関連する研修ですとか、運転の教習、あと技能講習等の項目が対象となっております。

○議長(福嶋尚人君) 11番、川合君。

○11番(川合 清君) その補助を受ける対象者として必要な資格が短期特例一時金の給付金を受けている人、受ける人、こういう限定がつくわけですよ。それで、先ほど農政課長に農村のパートさんがどうなっているかというのを聞いたかったのですけれども、なかなか分からないけれども、ぜひまちづくり推進課のほうからいろんな建設労働者から、農業労働者から、そういう人たちがいますので、事業主に対するそういう指導、通知と言ったらおかし。お知らせや何かも取り組んでいただきたいが、どう思っていますか。

○議長(福嶋尚人君) 森まちづくり推進課長。

○農政課長(及川敦司君) 川合議員の御指摘も踏まえまして、今後検討させていただきたいと考えてございます。

○議長(福嶋尚人君) 11番、川合君。

○11番(川合 清君) この2番目の最後に町長にお聞きしたいのですが、お答えいただきたいのですが、私議員を長くやってきているのですけれども、今までの町政と現在は少し違うのかなって感じているのを幾つか挙げようと思うのですけれども、かつてのと言ったらおかしですね。昔の町政は、地元業者として事業を展開するためには必要な免許取得が発生したりなんかした場合に、町がいろいろ免許取得がされるまで事業実施を遅らすとか、あるいは町外業者に対する委託に当たっては、下水道の処分場の委託のときには、地元業者を教育しなさいという条件までつけて、近い将来は地元業者が終末処理場の管理委託を受けるとか、あと工事発注でいろいろ地元

業者をどう育てるか、地元業者有利なところでどういう発注、中身を変えたらいいか、あるいは介護の現場ではなかなか人材確保が難しくなってきたときに介護に興味のある方でも採用する、そしてその人を通信教育で合格するようにいろいろ援助を与えて、そして資格を取ると嘱託職員、将来は正職員にという道を開いてきたように思っているのです。ところが、このところは安ければいいだけで、どんどん町外業者に委託事業や何か出しているように思うのです。こういう事態について町長、今後どうしようとお考えかぜひお答えをいただきたいと思うのですが、いかがですか。

○議長(福嶋尚人君) 町長。

○町長(大野克之君) 川合議員は長くやられているので、歴史も十分御存じかと思いますが、私町の中のところに例えばいろんな企業の皆さんがおりますけれども、そここのところに全て仕事を任せただけがいいのかという考え方は、それ当然のことだと思います。しかしながら、そこで受けるだけのキャパが今なくなっているものですか、そういう時代の変化とともに企業自体の、こんなこと言ったらあれですけども、人もいないですとか、今そういうような複雑な環境の中にあるものですから、そういうきちとしたノウハウを持っている事業者の人たちに入ってもらおう場面というのがあります。しかしながら、一般的な建設業の発注に関しましては、大体は町内の業者の方にお任せするような形でやっておりますし、基本的には町内の建設業のみならず、町内にいる企業の方々には切磋琢磨しながら発展していただきたいというふうな思いがあるものですから、そういう意味でいうと町内発注を基本としながらも外の力、外の意識も含めて企業の方には頑張っていたきたいなと思っているところでございます。

○議長(福嶋尚人君) 11番、川合君。

○11番(川合 清君) 本当に人材がないというのはよく聞くことですけれども、やっぱり処遇を改善して、そういう人材を集める努力をしてもらわなかったら駄目だと私も理解していますので、そういう方向の努力をするようにいろいろ指導、援助をすることをお願いしておきます。

それで、最後の給食費の問題なのですが、やっぱり今までやってきたことの答弁は変わらないのを承知でやっているのですが、教育委員会はお金がない、財源がなかなかないというふうなお答えに終始しているのですが、町長のほうは前から学校給食の無償化は国がやるものだ。国が財源手当てをするまでやらないとは言いませんけれども、国の財源措置を求めるのが筋だと、こういう答弁だったのですが、今、国会の情勢をめぐると2026年、令和8年、小学校を無償化にするような議論が進められていると。子育て支援策というのは全政党が述べていることですから、いずれ給食費の無償化は進むと思うのですけれども、問題はそれまで町民の今の物価上昇の苦しい中で我が町はあと国がやるというまで無償化はやらないぞと、こういうふうな姿勢を続けるのかどうかまずお聞きしたい。

○議長(福嶋尚人君) 町長。

○町長(大野克之君) 川合議員、学校給食の話、9月議会、12月議会、今回と3回目でございますので、いろんな答弁をきくと教育委員会のほうでする用意はあろうかと思いますが、私のほうから基本的な考え方は今までと変わっていないということをお答えしたいと思っております。基本は国がやるべきものだという考え方、私全然変わっておりません。それで、そういう中におきましても、今給食費は据え置いたままでなっていて、一部は私どものほうでお金を出しながら据え置いているという状況を今つくっています。それは、まさに物価が高い、いろんな

ものが高騰しているという中で、やはりそこは払う方々が苦しいだろうということで、苦しい中でも子どもにはきちっとしたものを出してあげたいと、そういう意味を含めて賄い材料費のところを一部負担しているのですが、基本的には、しつこいようですけれども、国がやるべきだということは一切考え方は変わってはいないわけでごさいます、今、国会の状況を見ますと再来年度ですか、再来年度から小学生は行われるだろうという動きに今ありますので、そこを一刻も早く実現してもらいたいというのが私の今の気持ちでごさいます。

○議長(福嶋尚人君) 11番、川合君。

○11番(川合 清君) それで、義務教育費無償という根本からしても、今の、現在の給食の状況から見ても国が責任を持ってやるべきだというのは私もそう思っています。ただ、地方自治体がそういうことを求めて、子どもの医療費もそうですけれども、地方自治体が住民の要望に応じて頑張っていて、いろいろな住民要望を実現してきていると、こういうのも、それを政府を動かす、国を動かすということにつなげてきたと。今は、いよいよ最終段階の国が本当に給食費無償化をやってください、やらざるを得ないなというところに来ているものだと思います。その証拠に、北海道の数字があるのですが、今から5年前に給食費無償化やっていたのは27町村、その翌年度が33市町村になり、その後は42、おとしは54と、こういう、百七十何ぼですか、8ですか、自治体の54のところまで給食費無償化を進めてきた、こういう関係があると思う。ですから、我が町でも国を最後に押しとどめるために国がやるぞと言うまで、補助金になるか、どんな形になるか分かりませんが、国が財政支出をやるよと、出動するよと言うその前に今の町民の生活実態から給食費無償化、我が町は踏み出すというふうなことをずっと求め続けているのですけれども、無理ですか。

○議長(福嶋尚人君) 町長。

○町長(大野克之君) 一言で言うと無理だと思います。端的に答えさせていただきます。今川合議員が国を動かすために各市町村がみんなしてお金を出してそういうことをやっていく必要があるのかというような趣旨のことをおっしゃいましたが、仮に全部やってしまったら国がお金出す必要はないのではないかと、できるのではないかと話になってしまうおそれもありますよね。だから、国を動かすということであると、そういう動かし方ではないのかなと思います。まして今の国の状況見ますと、政権与党と言われている数と野党の数がちょっとぐちゃぐちゃになっていますから、そういう意味でいうと今は、本当に給食費の話もそうですけれども、高校の無償化の話もそうです。いろいろなものが出てきています。でも、それがいいか悪いかは別ですけれども、私は私の考え方があって、全てがいいとは思いませんけれども、でもそういう時代に入ってきている中で、各市町村が全部やってきたら国が動くのだよということはちょっと違うのかなと。そういう動きも確かに大事だと思いますけれども、私はそのように考えているところでございます。

○議長(福嶋尚人君) 11番、川合君。

○11番(川合 清君) 町長の言われるとおり、私も声を大きくしたのは国に圧力かけるためという部分が強くなったのですけれども、一番の問題は町民の暮らしを守る。そのために町が苦しい中でも踏み切らずと、こういうことを求めているわけですが、それで壇上でも一番先に取り上げた町の広報なのですけれども、開くとすぐにばって円グラフが出てくるのですが、令和5年度決算報告ということで歳入が190億円、歳出は186億円、でかかると出ているのです。これを見た人

から何だ、うちの町黒字か、金ない、金ないって言ったけれども、そうでないのだなというふうな、1年で判断するのはむちゃだと思えるのですけれども、私は何回も議会で取り上げていますけれども、このところずっと黒字続きで、そして基金も積み増してきて、そういう財政状況の中で、この数字見ただけでも医療費も合わせると1億2,000万人ならお釣りが来るのかもしれませんが、それくらいのことではできないかと町民に言われるとなると思うのですが、それで町長は財源問題でなくて、国の責任の問題だと、そういう答弁で今まできたのですが、今述べたように町民の苦しい物価高の中での生活、そして国の特別交付金事業でも圧倒的に大きなまちは灯油の助成やっていますのです、福祉灯油。

○議長(福嶋尚人君) 川合君、質問を簡略してください。

○11番(川合 清君) それで、こういう財源をやりくりして給食費無償化、再度強く求めて質問終わります。ありがとうございました。

○議長(福嶋尚人君) 答弁要りませんね。

〔「要らん」と言う人あり〕

○議長(福嶋尚人君) いいです、町長。

川合君、最後一言言わなければ駄目です、質問終わるって。

〔「終わりますって言ったでしょう」と言う人あり〕

〔「いや、入っていない」と言う人あり〕

〔「入っていないの」と言う人あり〕

○11番(川合 清君) お礼まで言ったのに。

終わります。

◎延会の議決

○議長(福嶋尚人君) お諮りいたします。

本日の会議はこれで延会したいと思います。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長(福嶋尚人君) 異議なしと認めます。

よって、本日はこれで延会することに決定いたしました。

◎延会の宣告

○議長(福嶋尚人君) 本日はこれで延会いたします。

どうも御苦労さまでした。

(午後 4時28分)